

PRUアメリカ中期社債ファンド

（為替ヘッジあり／6ヵ月決算型）

追加型投信／海外／債券

プルデンシャル・インベストメント

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 「PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり／6ヵ月決算型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成23年6月20日に関東財務局長に提出しており、平成23年6月21日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成23年6月28日および平成23年12月20日に関東財務局長に提出しております。
2. 「PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり／6ヵ月決算型）」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。
3. 「PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり／6ヵ月決算型）」は、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書）

目 次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
第2 管理及び運営	37
第3 ファンドの経理状況	46
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	73
第三部 委託会社等の情報	74
第1 委託会社等の概況	74
（添付）約款	101

発 行 者 名： プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
 代表者の役職氏名： 代表取締役社長 新田 恭久
 本店の所在の場所： 東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所： 該当事項はありません。

※ “Prudential Financial” および “ロックマーク（The Rock）” は、ザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ（本社：米国ニュージャージー州ニューアーク）およびその関連会社のサービスマークです。
 ※ 「プルデンシャル・インベストメント」は、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の略です。
 ※ 英国プルデンシャル社とはなんら関係はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり／6ヵ月決算型）
（以下「当ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

*「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

*基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

*基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、委託会社にお問合わせください。なお、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および銀行、保険会社等の登録金融機関（以下総称して「販売会社」といいます。）でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「米中債6」として掲載されます。

委託会社問合わせ先	
ふる PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	http://www.pru.co.jp/

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、平成23年12月20日現在、最も高率な申込手数料は1.05%（税抜1.0%）となっています。

各販売会社の申込手数料については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問い合わせください。

*「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

*「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。

各販売会社の申込単位については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成23年6月21日から平成24年6月20日まで

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。

販売会社については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税相当額および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託銀行である株式会社りそな銀行（以下「受託銀行」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。

販売会社については、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、PRUアメリカ中期社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）
受益証券への投資を通じて、主として米国の投資適格社債に投資し、安定した収益の確保を目指
して運用を行います。

②信託金の限度額

委託会社は、受託銀行と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
また、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドは追加型投信／海外／債券に属します。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を**網掛け表示**しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産
		資産複合

<商品分類表（上記網掛け表示部分）の定義>

[単位型・追加型の区分]

追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産と
ともに運用されるファンドをいいます。

[投資対象地域による区分]

海外・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海
外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

[投資対象資産（収益の源泉）による区分]

債券・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債
券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・属性区分表

投資対象資産 (組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月)	北米 欧州 アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	日々 その他	オセアニア 中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))		アフリカ 中近東(中東)		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

<属性区分表(上記網掛け表示部分)の定義>

[投資対象資産による属性区分]

その他資産(投資信託証券(債券 社債))

- ・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、実質的に債券(社債)へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産(収益の源泉)は債券に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(債券 社債))」に分類されます。

[決算頻度による属性区分]

年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

[投資対象地域による属性区分]

北米・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

[投資形態による属性区分]

ファミリーファンド

- ・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

[為替ヘッジによる属性区分]

あり・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

④ファンドの特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の投資適格社債に投資を行います。
- 原則として、実質外貨建資産の90～100%の範囲内で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- 運用にあたっては、投資一任契約に基づいて、米国のプルデンシャル・インベストメント社（以下「米プルデンシャル・インベストメント社」といいます。）に為替のヘッジに関する権限を委託します。
 - ・委託する範囲：為替のヘッジに関する指図
 - ・委託先所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク、マッカーター・ハイウェイ・アンド・マーケット・ストリート、ゲートウェイ・センター2
 - ・委託に係る費用：後記「4手数料等及び税金（3）信託報酬等」をご参照ください。
- 当ファンドの信託期間は無期限です。
- 年2回（原則、3月20日および9月20日）決算し、収益分配方針に基づいて分配を行います。

PRUアメリカ中期社債マザーファンドの特色

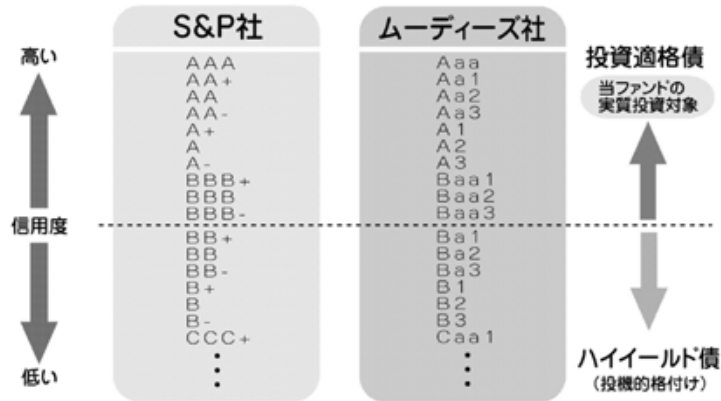
- 主として米国の投資適格社債に投資し、米ドルベースでの安定した収益の確保を目指します。
 - ・米国の投資適格社債への投資割合は純資産総額の65%以上とします。
 - ・米国の国債や政府機関債等および米国以外の投資適格債にも投資する場合があります。
 - ・投資する外貨建資産は、原則として米ドル建てとします。
- 信用度の高い「投資適格」債券に投資します。
 - ・取得時において投資適格債（BBB－（S&P社^{※1}）またはBaa3（ムーディーズ社^{※2}）相当以上）に投資することを原則とします。
 - ・ポートフォリオの平均格付け^{※3}は、原則としてBBB－（S&P社）またはBaa3（ムーディーズ社）相当以上を維持するように努めます。
- 短いデュレーション^{※4}の債券に投資し、安定した価格変動を目指します。
 - ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として3年以内とします。
 - ・投資する個別債券のデュレーションは6年以内とします。
- 運用にあたっては、投資一任契約に基づいて、米プルデンシャル・インベストメント社に運用の指図に関する権限を委託します。
 - ・委託する範囲：マザーファンドの運用指図
 - ・委託先所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク、マッカーター・ハイウェイ・アンド・マーケット・ストリート、ゲートウェイ・センター2
 - ・委託に係る費用：後記「4手数料等及び税金（3）信託報酬等」をご参照ください。

※1 スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーション

※2 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

※3 格付けとは

格付けとは、債券などの元本や利息を当初に決められた条件通りに返済される確実性を評価して、それを投資の判断に利用しやすいようにアルファベットなどの記号で表示することです。S & P社、ムーディーズ社ともに国際的に活躍している代表的な格付会社です。

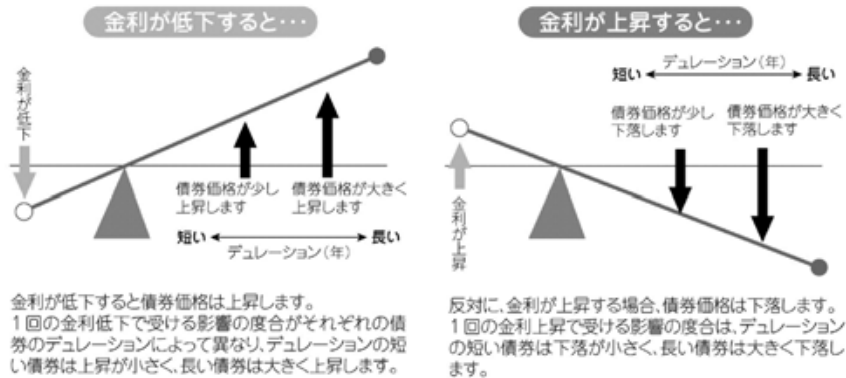


スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーション(S&P社)	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(ムーディーズ社)
AAA(トリプル エー) 債務を履行する能力はきわめて高い。	Aaa(トリプル エー) 信用力がもっとも高く、信用リスクが最小限であると判断される。
AA(ダブル エー) 債務を履行する能力は非常に高く、最上位の格付け「AAA」との差は小さい。	Aa(ダブル エー) 信用力が高く、信用リスクが極めて低いと判断される。
A(シングル エー) 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。	A(エー) 中級の上位で、信用リスクが低いと判断される。
BBB(トリプル ビー) 債務を履行する能力は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い。	Baa(ビー ダブル エー) 信用リスクが中程度と判断される。中位にあり、一定の投機的な要素を含む。
BB格以下を投機的格付けといえます。	Ba格以下を投機的格付けといえます。
BB(ダブル ビー) より低い格付けの発行体ほど脆弱ではないが、事業環境、財務状況、または経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。	Ba(ビー エー) 投機的要素をもち、相当の信用リスクがあると判断される。

(S&P社およびムーディーズ社の公表された情報をもとに委託会社で作成)

※4 デュレーションとは

デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合に、債券の価格がどれくらい変化するかを示す指標です。この数値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。この指標の単位は「年」で表されます。

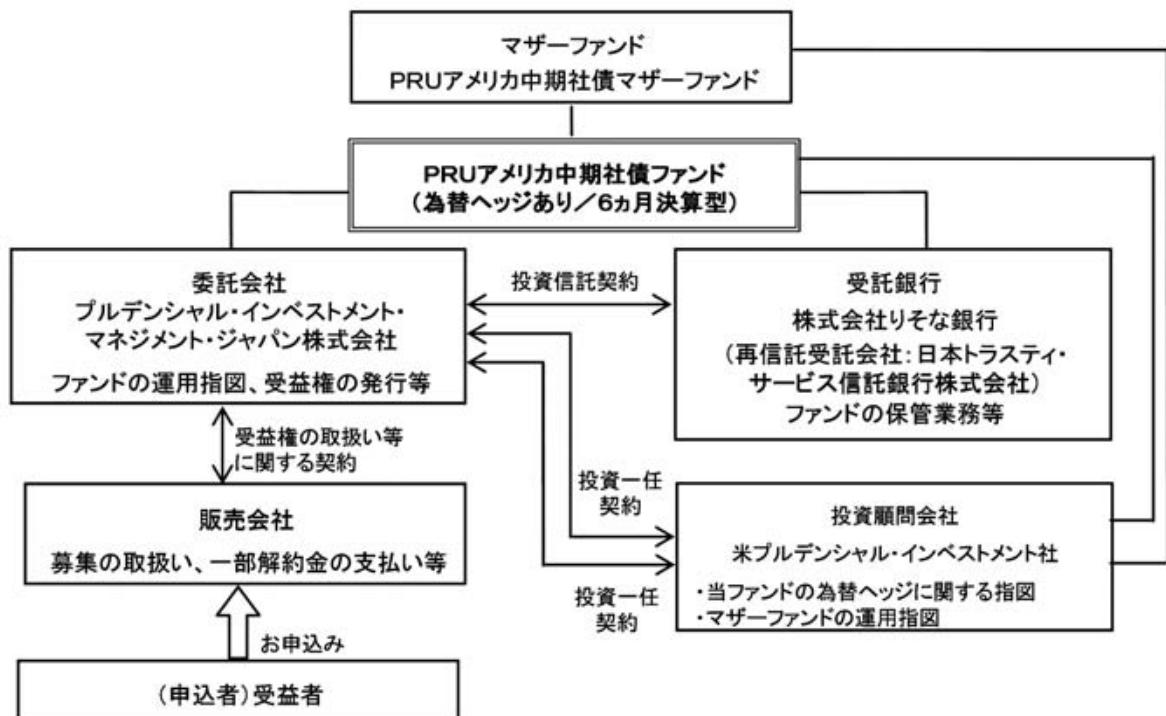


(2) 【ファンドの沿革】

- 平成13年 5月31日 プルデンシャル投信株式会社が当ファンドの設定・運用開始
 平成14年12月31日 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクがプルデンシャル投信株式会社より営業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始
 平成18年 9月 1日 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（委託会社）がプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



②ファンドの関係法人

- a. 委託会社：投資信託財産の運用指図およびその権限の委託、受益権の発行等を行います。
- b. 受託銀行：投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付等を行います。
- c. 販売会社：受益権の取扱い等に関する契約に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。
- d. 投資顧問会社：
 - ・投資一任契約に基づき、当ファンドの為替ヘッジの指図を行います。
 - ・投資一任契約に基づき、マザーファンドの運用指図を行います。

③委託会社等の概況（平成23年10月末現在）

a. 資本金の額：219百万円

b. 沿革

平成18年4月 プルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立

平成18年8月 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年9月 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
プルデンシャル・インターナショナル・インベストメンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、スイート1300、ノース・マーケット・ストリート1105	7,360株	100.0%

*プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、「ザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ」を中核とする北米最大級の総合金融グループの一員です。プルデンシャルは130年以上の歴史と強固な経営基盤を誇り、アメリカ ニュージャージー州ニューアークの本社を拠点とし、プルデンシャル・グループの持株会社プルデンシャル・ファイナンシャル・インクはニューヨーク証券取引所に上場している株式会社です。

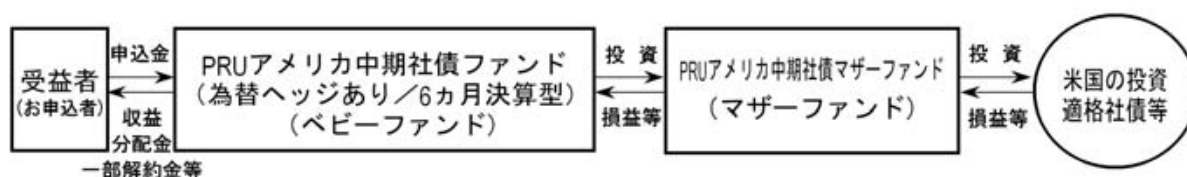
2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の投資適格社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式では、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行います。マザーファンドの運用成果は、すべてベビーファンドに反映されます。



(注) 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金（税控除後）は、原則として、自動的に再投資されます。

②運用方法

a. 投資対象

「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
 なお、公社債等に直接投資することがあります。

b. 投資態度

- (a) 主として、「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」受益証券に投資します。
- (b) 実質外貨建資産に対して為替ヘッジ（原則として実質外貨建資産の90%～100%の範囲内とします。）を行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

- (c) 投資一任契約に基づいて米プルデンシャル・インベストメント社に為替のヘッジに関する権限を委託します。
- (d) 前記(c)にかかわらず、為替のヘッジに関する権限の委託を受けた者が、法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、為替のヘッジに関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- (e) 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記(5)「投資制限」⑩、⑪および⑫に定めるものに限ります。）
 - (c) 金銭債権（前記(a)、(b)および後記(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - (d) 約束手形（前記(a)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託銀行として締結されたPRUアメリカ中期社債マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券（転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限ります。）
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記 a. から k. の証券または証書の性質を有するもの
- m. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前記 u. の有価証券の性質を有するもの
 なお、前記 a. の証券、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前記 e. の権利の性質を有するもの

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドは、投資一任契約に基づき、米プルデンシャル・インベストメント社に為替のヘッジに関する権限を委託します（パブリック債券運用グループが担当）。

当ファンドの主要な投資対象である「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」は、投資一任契約に基づき、米プルデンシャル・インベストメント社にて運用され、同社のパブリック債券運用グループが運用を担当します。

①投資顧問会社の運用体制

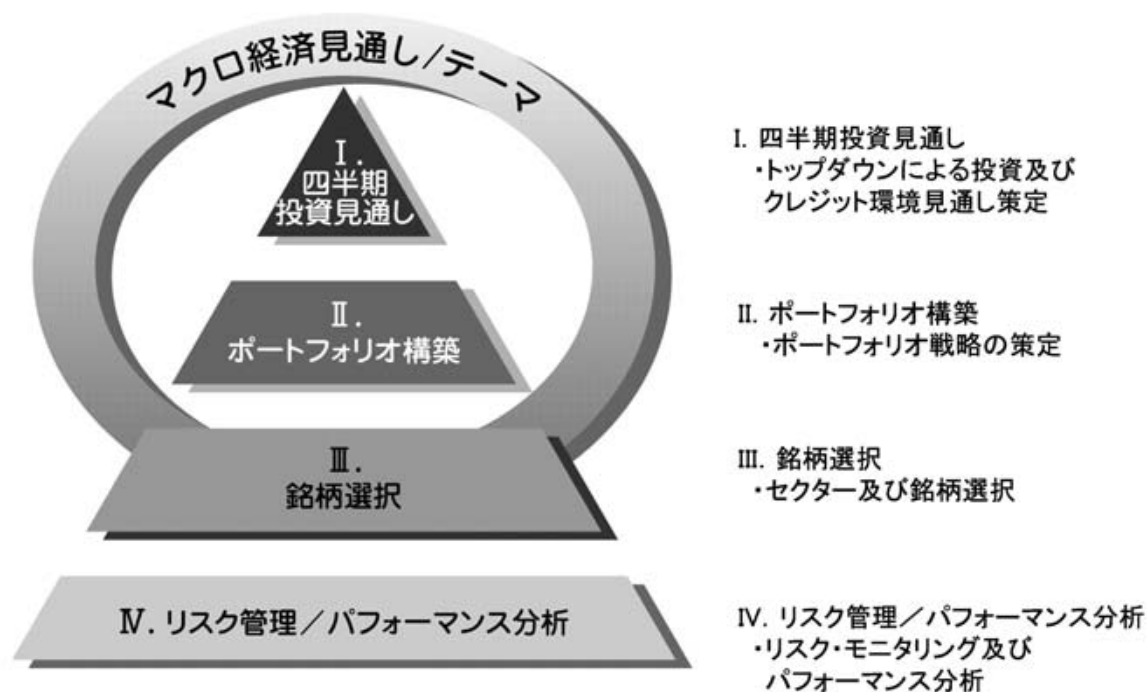
パブリック債券運用グループ

- 債券の各市場において、豊富な経験と高度な専門性を有しています。
- 信用調査・分析チームと各運用チームの強固な連携をもって運用します。
- リスク管理機能（定量リサーチ/リスク管理チーム）は独立しています。

運用を支える信用調査・分析チーム

- 債券の種類・業種別にアナリスト（調査分析担当者）を配しています。
- アナリストの平均経験年数は10年を超えています。

運用プロセス

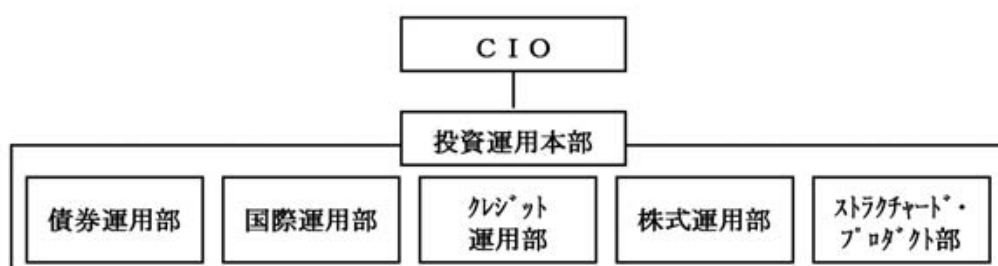


米プルデンシャル・インベストメント社における債券運用

- 債券の運用額は約3,270億米ドル（約25兆円）
運用対象としている債券の種類は米国国債、米国投資適格社債、米国ハイイールド債、米国地方債、グローバル債、エマージング債、短期金融商品（マネー・マーケット）等と多岐にわたっており、専門のマネージャーによる付加価値の高い債券運用サービスをご提供しております。
- 独自の信用調査と運用モデル、綿密な分析とリスク管理
独自の信用調査と運用モデルを駆使して、資産配分や割安と判断される銘柄選定を行います。さらに、リスク管理の際にも綿密な信用分析および独自のモデルを活用し、徹底したリスク管理を図ります。

- 効果の高いボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチの併用
債券の種類ごと、社債の業種ごと等の相対的な価値の分析、銘柄の選定および売買執行等は、より専門的なノウハウの活かせるボトムアップ・アプローチで行います。また、投資戦略、資産配分およびリスク管理等は、グローバルで広範な視点から判断できるトップダウン・アプローチを採用しています。
- 一貫した投資プロセスで安定した投資成果の獲得
債券の種類ごとにそれぞれ専門に担当する各チームが連携して運用します。チーム運用に徹することで、運用プロセスの一貫性が保たれ、安定した投資成果の獲得につながると考えます。
(米プルデンシャル・インベストメント社に関する情報は平成23年9月末現在のものです。為替換算レート：1米ドル=77.08円)

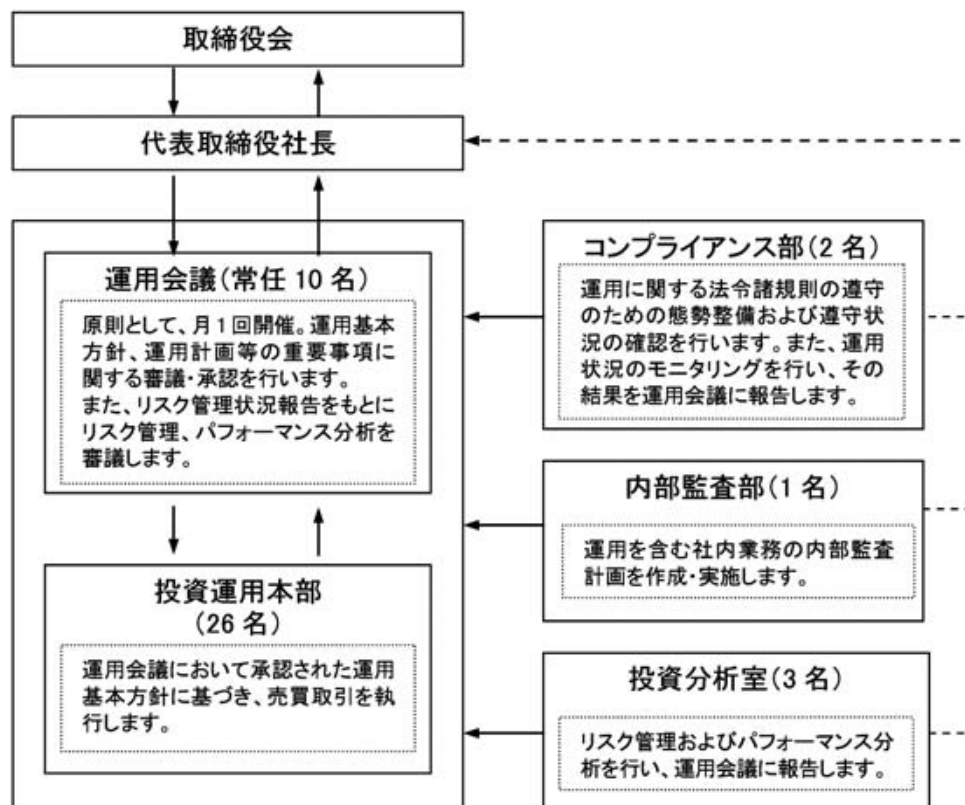
②委託会社の運用体制



③委託会社の運用体制に関する社内規則

委託会社は、資産運用およびリスク管理の基本方針を定める「運用規程」を遵守することにより、運用の適正性を確保することに努めます。

④委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等



⑤委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制

「受託銀行」に対しては、投資信託財産の管理業務を通じて、受託銀行の信託事務の正確性等を総合的に監視しています。また、財務状況、内部統制の整備及び運用状況についての確認を行います。

「投資顧問会社」に対しては、運用計画書の提出を受け、運用会議において審議・承認が行われます。また、定期的に投資顧問会社のモニタリングを行います。

※前記の運用体制等は平成23年11月21日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

第2計算期間以降の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、前記「(1)投資方針」に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

- ①株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限①、第22条）
株式（転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りませ。）の行使により取得した株券に限りませ。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限②、第22条）
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限③）
外貨建資産への実質投資割合については制限を設けませ。
- ④同一銘柄の株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限④、第26条）
同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限⑤、第26条）
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限⑥、第27条）
同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限⑦、第22条）
投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧投資する株式等の範囲（投資信託約款第25条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 前記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第28条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. 前記 a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (a) 投資信託財産に属する株券
 - (b) 株式分割により取得する株券
 - (c) 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第29条）

- a. 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所等」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに投資信託約款第22条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、当ファンドに関する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- b. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当ファンドに関する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに投資信託約款第22条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに投資信託約款第22条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当ファンドに関する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ⑩スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第30条）
- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第31条）

- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付けの指図・目的・範囲（投資信託約款第32条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (a) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (b) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 前記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（投資信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約取引の指図・目的・範囲（投資信託約款第34条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 前記 a. の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 前記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 前記 b. において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑯資金の借入れの指図・目的・範囲（投資信託約款第42条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

⑰デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

⑱同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託銀行に指図しないものとします。

(参考) マザーファンドの投資制限

- ①株式（転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限ります。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への投資については制限を設けません。
- ④同一銘柄の株式への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

平成23年10月末現在において「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」を投資対象としているファンドは、当ファンドと「PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」です。

なお、この他にも、今後「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドへの投資リスク

ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

①金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

②信用リスク

公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

③カントリー・リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

④為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、当ファンドでは、原則として実質外貨建資産の90%～100%の範囲内で為替ヘッジを行います。

⑤同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドについて、当該マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドにおける資金流入や資産配分の変更等により当該マザーファンド組入有価証券等の売買が発生した場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料・税金等の負担が当該マザーファンドの価額に影響を及ぼすことがあります。これにより当該マザーファンドの価額が下落した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

(2) その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドはマザーファンドを通じて債券など値動きのある証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を下回る場合があります。
- ・投資信託財産に生じた損益は、すべて受益者に帰属します。
- ・投資信託は預金等とは異なり、預金保険機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は保険契約とは異なり、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託を登録金融機関で購入した場合は、投資者保護基金の対象にはなりません。
- ・法令・税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。これにより、当ファンドがあらかじめ目的としている投資成果を達成できないこともあります。
- ・当ファンドの分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ・基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制

運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認はコンプライアンス部が行います。全体的な運用状況の管理は投資運用本部が行います。運用に関するリスク管理およびパフォーマンス分析については、投資分析室が行います。これらの各部の情報は、原則として月1回開催される運用会議に報告され、その内容の確認・検討が行われた後に各部にフィードバックされ、その後の業務に反映されます。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、平成23年12月20日現在、最も高率な申込手数料は1.05%（税抜1.0%）となっています。

各販売会社の申込手数料の詳細については、委託会社にお問合わせください。

委託会社問合わせ先	
ふる PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	http://www.pru.co.jp/

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

*「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

*「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約時に手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

- ①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.735%（税抜0.70%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

委託会社	販売会社	受託銀行
年0.3675%（税抜0.35%）	年0.3150%（税抜0.30%）	年0.0525%（税抜0.05%）

- ②前記①の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。
- ③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。
- ④委託会社との投資一任契約に基づき当ファンドの為替のヘッジに関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、前記①の委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。その報酬額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額とします。
- ⑤前記④の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。
- ⑥委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬のうち当ファンドが負担すべき報酬を、前記①の委託会社が受ける報酬から支払うものとします。その報酬額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に年0.25%の率を乗じて得た額とします。

(4) 【その他の手数料等】

①信託事務の諸費用

- a. 投資信託財産に関する租税、次に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額ならびに受託銀行の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。
- (a) 売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等
- (b) 借入金の利息
- b. 前記 a. にかかわらず、委託会社は、信託事務の処理に要する費用のうち、次に掲げる費用および当該費用に係る消費税等相当額については、投資信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、後記 c. にしたがって、投資信託財産から受けることができます。
- (a) 投資信託振替制度に係る費用
- (b) 有価証券届出書等開示書類および目論見書（これらの訂正も含みます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成等に要する費用
- (c) この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用
- (d) この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用
- c. 前記 b. で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

②監査報酬

- a. 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、当該費用に係る消費税等相当額とともに、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上します。
- b. 前記 a. で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

①個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「②収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

②収益分配金の課税について

- a. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- b. 受益者が収益分配金を受取る際、(i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- c. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者の場合は、一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合は、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

④個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配時の課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行うことにより、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

普通分配金については、上場株式等の譲渡損失および他の上場株式等にかかる配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。なお、配当控除の適用はありません。

(b) 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収特定口座においては原則、確定申告の必要はありません。

一部解約時および償還時の譲渡損益は、確定申告をすることにより他の上場株式等譲渡損益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。なお、譲渡損失については、3年間の繰越控除の対象とすることができます。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ・前記は、平成23年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等は、変更になることがあります。
- ・詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成23年10月31日現在)

投資資産の種類		時価 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券 (PRUアメリカ中期社債マザーファンド)	日本	402,201,166	102.04
現金、預金、その他資産 (負債控除後)		△8,045,623	△2.04
合計 (純資産総額)		394,155,543	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考情報)

当ファンドが主要投資対象とするPRUアメリカ中期社債マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成23年10月31日現在)

投資資産の種類		時価 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	19,347,893	0.40
地方債証券	アメリカ	15,601,937	0.32
特殊債券	ノルウェー	8,322,290	0.17
社債券	日本	11,291,467	0.23
	アメリカ	3,544,980,249	73.66
	カナダ	193,645,558	4.02
	ドイツ	50,534,316	1.05
	フランス	42,678,669	0.89
	イギリス	231,588,319	4.81
	スイス	25,525,417	0.53
	バミューダ	19,491,057	0.41
	オランダ	17,723,757	0.37
	スペイン	38,369,430	0.80
	ベルギー	12,772,210	0.27
	ルクセンブルク	43,105,887	0.90
	メキシコ	15,463,604	0.32
	アイルランド	4,763,608	0.10
	小計	4,251,933,548	88.34
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		517,760,999	10.76
合計 (純資産総額)		4,812,966,667	100.00

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の時価の地域別の内訳です。

(注3) 邦貨換算金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

その他の資産の投資状況

(平成23年10月31日現在)

投資資産の種類		時価 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引 (買建)	アメリカ	539,085,699	11.20

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年10月31日現在)

主要銘柄の明細

(単位：円)

地域	種類	銘柄	数量	簿価単価	簿価金額	時価単価	時価金額	投資比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	PRUアメリカ中期社債 マザーファンド	326,859,948	12,107	395,761,546	12,305	402,201,166	102.04

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 親投資信託受益証券の簿価単価および時価単価は、1万口当たりの価額です。

(参考情報)

PRUアメリカ中期社債マザーファンド

	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
1	アメリカ	社債券	GENERAL ELECTRIC CAPITAL	5.9	2014/5/13	USD	1,000,000	8,619.14	86,191,473	8,547.08	85,470,808	1.78
2	アメリカ	社債券	GENERAL ELECTRIC CAPITAL	4.8	2013/5/1	USD	1,000,000	8,302.82	83,028,214	8,185.64	81,856,444	1.70
3	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	5.625	2012/8/27	USD	1,000,000	8,187.19	81,871,916	7,934.06	79,340,609	1.65
4	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	3.45	2016/3/1	USD	830,000	7,817.13	64,882,201	7,926.34	65,788,625	1.37
5	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC/	6	2014/5/1	USD	750,000	8,577.12	64,328,425	8,277.33	62,080,012	1.29
6	カナダ	社債券	RIO TINTO ALCAN INC	4.5	2013/5/15	USD	750,000	8,250.82	61,881,166	8,135.24	61,014,351	1.27
7	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	6.5	2013/8/19	USD	715,000	8,527.93	60,974,706	8,247.36	58,968,640	1.23
8	アメリカ	社債券	PROGRESSIVE CORP/THE	6.375	2012/1/15	USD	725,000	8,138.39	59,003,368	7,848.88	56,904,421	1.18
9	アメリカ	社債券	DOW CHEMICAL CO/THE	7.6	2014/5/15	USD	625,000	9,031.69	56,448,103	8,820.70	55,129,415	1.15
10	アメリカ	社債券	TIME WARNER CABLE INC	8.25	2014/2/14	USD	615,000	9,084.10	55,867,263	8,866.34	54,528,025	1.13
11	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	4.5	2015/4/1	USD	705,000	7,904.61	55,727,541	7,714.83	54,389,601	1.13
12	アメリカ	社債券	ROGERS COMMUNICATIONS IN	6.25	2013/6/15	USD	625,000	8,600.39	53,752,462	8,368.86	52,305,437	1.09
13	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC/	5.45	2012/11/1	USD	650,000	8,271.98	53,767,907	8,027.20	52,176,835	1.08
14	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	4.9	2013/5/1	USD	655,000	8,226.43	53,883,180	7,865.67	51,520,151	1.07
15	ドイツ	社債券	DEUTSCHE BANK AG/LONDON	2.375	2013/1/11	USD	650,000	7,912.13	51,428,880	7,774.51	50,534,316	1.05
16	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY	5.3	2013/3/1	USD	625,000	8,289.24	51,807,788	7,981.67	49,885,469	1.04
17	アメリカ	社債券	WELLS FARGO & CO	3.75	2014/10/1	USD	565,000	8,191.56	46,282,320	8,282.42	46,795,715	0.97
18	アメリカ	社債券	ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR	4.125	2015/1/15	USD	550,000	8,288.05	45,584,311	8,449.70	46,473,386	0.97

	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
19	アメリカ	社債券	BEAR STEARNS COS LLC/THE	6.95	2012/8/10	USD	560,000	8,396.24	47,018,976	8,150.49	45,642,764	0.95
20	アメリカ	社債券	HEWLETT-PACKARD CO	6.125	2014/3/1	USD	500,000	8,750.70	43,753,540	8,556.90	42,784,503	0.89
21	アメリカ	社債券	WAL-MART STORES INC	2.8	2016/4/15	USD	520,000	7,746.31	40,280,813	8,223.57	42,762,608	0.89
22	アメリカ	社債券	AMERICAN EXPRESS CREDIT	7.3	2013/8/20	USD	500,000	8,718.31	43,591,587	8,509.96	42,549,814	0.88
23	アメリカ	社債券	CLOROX CO	5.45	2012/10/15	USD	515,000	8,267.70	42,578,664	8,082.88	41,626,883	0.86
24	アメリカ	社債券	WACHOVIA CORP	5.5	2013/5/1	USD	500,000	8,411.36	42,056,802	8,272.13	41,360,667	0.86
25	アメリカ	社債券	KROGER CO/THE	5	2013/4/15	USD	500,000	8,333.69	41,668,479	8,148.36	40,741,816	0.85
26	イギリス	社債券	HSBC HOLDINGS PLC	5.25	2012/12/12	USD	500,000	8,256.53	41,282,684	8,052.08	40,260,427	0.84
27	アメリカ	社債券	XEROX CORP	5.5	2012/5/15	USD	500,000	8,154.01	40,770,078	7,962.45	39,812,276	0.83
28	アメリカ	社債券	ORACLE CORP	3.75	2014/7/8	USD	470,000	8,292.48	38,974,659	8,418.52	39,567,086	0.82
29	スペイン	社債券	TELEFONICA EMISIONES SAU	2.582	2013/4/26	USD	500,000	7,853.19	39,265,965	7,673.88	38,369,430	0.80
30	イギリス	社債券	BP CAPITAL MARKETS PLC	5.25	2013/11/7	USD	450,000	8,442.81	37,992,646	8,409.57	37,843,074	0.79

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 邦貨換算金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	102.04
合計	102.04

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(参考情報)

PRUアメリカ中期社債マザーファンド

種類	投資比率 (%)
国債証券	0.40
地方債証券	0.32
特殊債券	0.17
社債券	88.34
合計	89.24

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

PRUアメリカ中期社債マザーファンド

(平成23年10月31日現在)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	シカゴ	US 5YR NOTE	買建	55	523,797,534	521,969,766	10.84
債券先物取引	シカゴ	US 2YR NOTE	買建	1	17,143,970	17,115,933	0.36

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

(注2) 邦貨換算金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

		純資産総額 (円)	1 万口当たりの純資産額 (基準価額) (円)
第 1 計算期間末	(分配付)	1,551,160,889	10,262
(平成13年 9 月20日)	(分配落)	1,551,160,889	10,262
第 2 計算期間末	(分配付)	1,670,261,819	10,180
(平成14年 3 月20日)	(分配落)	1,653,854,489	10,080
第 3 計算期間末	(分配付)	1,920,024,484	10,491
(平成14年 9 月20日)	(分配落)	1,901,723,673	10,391
第 4 計算期間末	(分配付)	3,303,441,233	10,549
(平成15年 3 月20日)	(分配落)	3,272,160,116	10,449
第 5 計算期間末	(分配付)	5,696,404,205	10,611
(平成15年 9 月22日)	(分配落)	5,642,720,719	10,511
第 6 計算期間末	(分配付)	6,048,165,658	10,722
(平成16年 3 月22日)	(分配落)	5,991,756,012	10,622
第 7 計算期間末	(分配付)	5,548,545,058	10,558
(平成16年 9 月21日)	(分配落)	5,495,991,917	10,458
第 8 計算期間末	(分配付)	5,065,579,164	10,261
(平成17年 3 月22日)	(分配落)	5,016,211,028	10,161
第 9 計算期間末	(分配付)	4,598,650,368	10,181
(平成17年 9 月20日)	(分配落)	4,553,480,224	10,081
第10計算期間末	(分配付)	2,290,839,743	9,892
(平成18年 3 月20日)	(分配落)	2,267,680,946	9,792
第11計算期間末	(分配付)	1,093,893,941	9,764
(平成18年 9 月20日)	(分配落)	1,082,690,479	9,664
第12計算期間末	(分配付)	884,123,262	9,689
(平成19年 3 月20日)	(分配落)	874,997,983	9,589
第13計算期間末	(分配付)	600,210,164	9,537
(平成19年 9 月20日)	(分配落)	593,916,682	9,437
第14計算期間末	(分配付)	512,779,210	9,643
(平成20年 3 月21日)	(分配落)	507,461,764	9,543
第15計算期間末	(分配付)	436,710,091	9,354
(平成20年 9 月22日)	(分配落)	432,041,251	9,254
第16計算期間末	(分配付)	424,466,800	9,486
(平成21年 3 月23日)	(分配落)	419,992,172	9,386
第17計算期間末	(分配付)	404,755,984	10,085
(平成21年 9 月24日)	(分配落)	400,742,411	9,985

		純資産総額 (円)	1 万口当たりの純資産額 (基準価額) (円)
第18計算期間末 (分配付)		418,541,701	10,226
(平成22年 3 月23日) (分配落)		414,448,657	10,126
第19計算期間末 (分配付)		431,132,092	10,407
(平成22年 9 月21日) (分配落)		426,989,239	10,307
平成22年10月末		396,453,055	10,365
平成22年11月末		386,649,832	10,313
平成22年12月末		375,240,885	10,240
平成23年 1 月末		373,475,680	10,300
平成23年 2 月末		375,673,420	10,282
第20計算期間末 (分配付)		383,153,261	10,316
(平成23年 3 月22日) (分配落)		379,438,945	10,216
平成23年 3 月末		384,178,917	10,190
平成23年 4 月末		371,309,238	10,257
平成23年 5 月末		390,907,643	10,337
平成23年 6 月末		379,263,228	10,329
平成23年 7 月末		358,657,474	10,372
平成23年 8 月末		349,961,960	10,369
第21計算期間末 (分配付)		348,861,225	10,371
(平成23年 9 月20日) (分配落)		345,497,527	10,271
平成23年 9 月末		450,333,925	10,197
平成23年10月末		394,155,543	10,271

②【分配の推移】

決算期		1 万口当たりの分配金 (円)
第 1 計算期間末	平成13年 9 月20日	0
第 2 計算期間末	平成14年 3 月20日	100
第 3 計算期間末	平成14年 9 月20日	100
第 4 計算期間末	平成15年 3 月20日	100
第 5 計算期間末	平成15年 9 月22日	100
第 6 計算期間末	平成16年 3 月22日	100
第 7 計算期間末	平成16年 9 月21日	100
第 8 計算期間末	平成17年 3 月22日	100
第 9 計算期間末	平成17年 9 月20日	100
第10計算期間末	平成18年 3 月20日	100
第11計算期間末	平成18年 9 月20日	100
第12計算期間末	平成19年 3 月20日	100
第13計算期間末	平成19年 9 月20日	100
第14計算期間末	平成20年 3 月21日	100
第15計算期間末	平成20年 9 月22日	100
第16計算期間末	平成21年 3 月23日	100
第17計算期間末	平成21年 9 月24日	100
第18計算期間末	平成22年 3 月23日	100
第19計算期間末	平成22年 9 月21日	100
第20計算期間末	平成23年 3 月22日	100
第21計算期間末	平成23年 9 月20日	100

③【収益率の推移】

期間	収益率 (%)
第1計算期間 (平成13年5月31日から平成13年9月20日)	2.6
第2計算期間 (平成13年9月21日から平成14年3月20日)	△ 0.8
第3計算期間 (平成14年3月21日から平成14年9月20日)	4.1
第4計算期間 (平成14年9月21日から平成15年3月20日)	1.5
第5計算期間 (平成15年3月21日から平成15年9月22日)	1.6
第6計算期間 (平成15年9月23日から平成16年3月22日)	2.0
第7計算期間 (平成16年3月23日から平成16年9月21日)	△ 0.6
第8計算期間 (平成16年9月22日から平成17年3月22日)	△ 1.9
第9計算期間 (平成17年3月23日から平成17年9月20日)	0.2
第10計算期間 (平成17年9月21日から平成18年3月20日)	△ 1.9
第11計算期間 (平成18年3月21日から平成18年9月20日)	△ 0.3
第12計算期間 (平成18年9月21日から平成19年3月20日)	0.3
第13計算期間 (平成19年3月21日から平成19年9月20日)	△ 0.5
第14計算期間 (平成19年9月21日から平成20年3月21日)	2.2
第15計算期間 (平成20年3月22日から平成20年9月22日)	△ 2.0
第16計算期間 (平成20年9月23日から平成21年3月23日)	2.5
第17計算期間 (平成21年3月24日から平成21年9月24日)	7.4
第18計算期間 (平成21年9月25日から平成22年3月23日)	2.4
第19計算期間 (平成22年3月24日から平成22年9月21日)	2.8
第20計算期間 (平成22年9月22日から平成23年3月22日)	0.1
第21計算期間 (平成23年3月23日から平成23年9月20日)	1.5

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額（分配金込み）から前期末基準価額（当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。なお、第1計算期間の収益率については、元本（1万円）を前期末基準価額とみなして計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

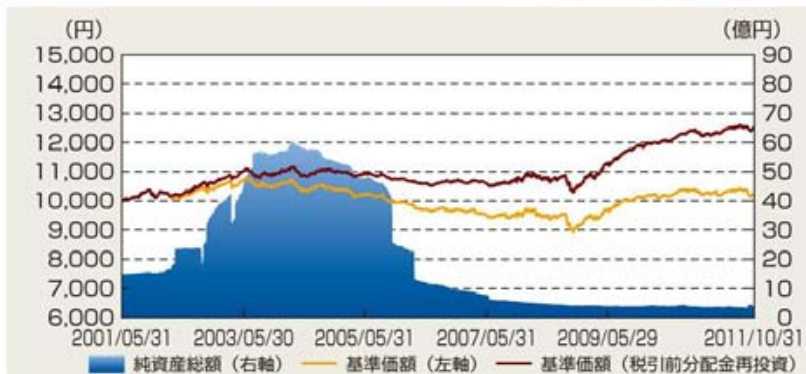
期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1計算期間 (平成13年5月31日から平成13年9月20日)	1,511,616,326	129,430
第2計算期間 (平成13年9月21日から平成14年3月20日)	1,637,588,561	1,508,342,364
第3計算期間 (平成14年3月21日から平成14年9月20日)	846,441,410	657,093,394
第4計算期間 (平成14年9月21日から平成15年3月20日)	2,391,624,853	1,090,111,986
第5計算期間 (平成15年3月21日から平成15年9月22日)	2,802,784,535	566,029,832
第6計算期間 (平成15年9月23日から平成16年3月22日)	626,284,966	353,509,643
第7計算期間 (平成16年3月23日から平成16年9月21日)	286,118,127	671,927,972
第8計算期間 (平成16年9月22日から平成17年3月22日)	102,687,853	421,188,359
第9計算期間 (平成17年3月23日から平成17年9月20日)	161,270,569	581,069,788
第10計算期間 (平成17年9月21日から平成18年3月20日)	3,398,402	2,204,533,072
第11計算期間 (平成18年3月21日から平成18年9月20日)	3,149,794	1,198,683,291
第12計算期間 (平成18年9月21日から平成19年3月20日)	2,140,078	209,958,389
第13計算期間 (平成19年3月21日から平成19年9月20日)	2,216,638	285,396,306
第14計算期間 (平成19年9月21日から平成20年3月21日)	959,118	98,562,747

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第15計算期間 （平成20年3月22日から平成20年9月22日）	2,491,370	67,352,004
第16計算期間 （平成20年9月23日から平成21年3月23日）	1,560,696	20,981,887
第17計算期間 （平成21年3月24日から平成21年9月24日）	7,031,640	53,137,136
第18計算期間 （平成21年9月25日から平成22年3月23日）	49,777,675	41,830,562
第19計算期間 （平成22年3月24日から平成22年9月21日）	100,856,183	95,875,278
第20計算期間 （平成22年9月22日から平成23年3月22日）	91,432,680	134,286,344
第21計算期間 （平成23年3月23日から平成23年9月20日）	70,393,027	105,454,891

（注）本邦外における設定・解約の実績はありません。

(基準日:2011年10月31日)

基準価額・純資産の推移



基準価額	10,271円
純資産総額	3.94億円

※基準価額は、分配控除後です。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2009年09月24日	100円
2010年03月23日	100円
2010年09月21日	100円
2011年03月22日	100円
2011年09月20日	100円
設定来累計	2,000円

(注1)直近5期分の分配実績を記載しております。
(注2)分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(注1)基準価額(税引前分配金再投資)は、分配金(税引前)を決算日の基準価額で全額再投資したものととして委託会社にて計算しており、実際の騰落率とは異なります(以下同じ)。
(注2)基準価額の計算において信託報酬(純資産総額に対して0.735%(税込み))は控除されております。

主要な資産の状況 (マザーファンド)

資産の種類

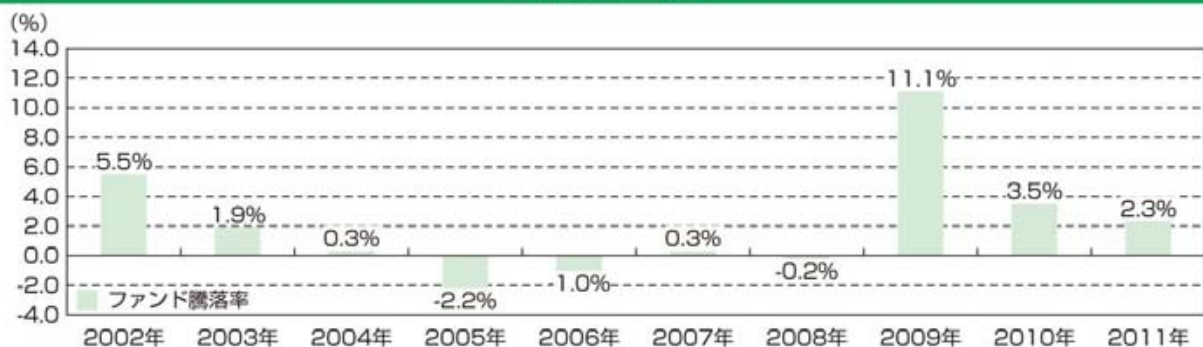
資産の種類	投資比率
国債証券	0.40%
地方債証券	0.32%
特殊債券	0.17%
社債券	88.34%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	10.76%
合計(純資産総額)	100.00%

*マザーファンドの運用状況です。
*投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

組入上位10銘柄

	銘柄名	種類	通貨	クーポン	償還日	投資比率
1	GENERAL ELECTRIC CAPITAL	社債券	USD	5.900%	2014/5/13	1.78%
2	GENERAL ELECTRIC CAPITAL	社債券	USD	4.800%	2013/5/1	1.70%
3	CITIGROUP INC	社債券	USD	5.625%	2012/8/27	1.65%
4	JPMORGAN CHASE & CO	社債券	USD	3.450%	2016/3/1	1.37%
5	GOLDMAN SACHS GROUP INC/	社債券	USD	6.000%	2014/5/1	1.29%
6	RIO TINTO ALCAN INC	社債券	USD	4.500%	2013/5/15	1.27%
7	CITIGROUP INC	社債券	USD	6.500%	2013/8/19	1.23%
8	PROGRESSIVE CORP/THE	社債券	USD	6.375%	2012/1/15	1.18%
9	DOW CHEMICAL CO/THE	社債券	USD	7.600%	2014/5/15	1.15%
10	TIME WARNER CABLE INC	社債券	USD	8.250%	2014/2/14	1.13%

年間収益率の推移



(注1)ファンドの年間収益率は、基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しております。
(注2)2011年は10月末までの騰落率です。
(注3)当ファンドにはベンチマークはありません。

**※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。**

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

- ①当ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設し、取得の申込みを行うものとします。
- ②取得申込みの際には、「一般コース（口数指定）」、「一般コース（金額指定）」および「自動
けいぞく投資コース」のいずれかのコースを指定するものとします。なお、販売会社により取扱
い可能なコースが異なります。各販売会社の取扱いコースについては、委託会社にお問合わせく
ださい。
- ③原則として、毎営業日に取得の申込みができます。ただし、ニューヨークの銀行が休業日の場合
には、お申込みの受付はいたしません。

(注1) 申込みの受付は営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いと
なります。委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得
ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

(注2) 平成24年6月末までの日本における営業日でニューヨークの銀行の休業日に該当する日は以下のとお
りです。なお、現地の事情等により祝日および休業日等が変更される場合がありますので、詳しくは
委託会社にお問合わせください。

平成23年7月4日（月）	平成23年9月5日（月）	平成23年11月11日（金）
平成23年11月24日（木）	平成23年12月26日（月）	平成24年1月16日（月）
平成24年2月20日（月）	平成24年5月28日（月）	

委託会社問合わせ先	
ぶる PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	http://www.pru.co.jp/

(2) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算
期間終了日の基準価額とします。

*「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団
法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額
（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり
に換算した価額で表示されることがあります。

*基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

*基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社
でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価
格」欄に、「米中債6」として掲載されます。

(3) 申込手数料

申込手数料は、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、平成23年12月20日現在、最も高率な申込手数料は1.05%（税抜1.0%）となっています。

申込手数料の詳細については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

*「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

*「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

(4) 申込単位

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。

各販売会社の申込単位については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

(5) 申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。販売会社については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

(6) 申込代金の支払い

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

(7) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

一部解約

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ②前記①の規定にかかわらず、ニューヨークの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ⑤一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
- ⑦一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記⑤に準じて計算された価額とします。
- ⑧一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- ⑨一部解約の価額は、前記「1 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。
- ⑩一部解約の実行の請求の受付けは営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。
- ⑪一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
受益証券をお手元で保有されている方は、一部解約の実行の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの主要投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主要投資対象の評価方法

公社債等：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

②基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

③基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

④基準価額は、前記「1 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「米中債6」として掲載されます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日（平成13年5月31日）から無期限とします。ただし、後記「（5）その他 ①信託の終了」の場合には、当該信託の終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年3月21日から9月20日までおよび毎年9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。

②前記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①信託の終了

a. 投資信託契約の解約

(a) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- (b) 委託会社は、前記（a）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記（b）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記（c）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（a）の投資信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、当ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記（c）から（e）までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記（c）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 投資信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

c. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 前記（a）の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「②投資信託約款の変更」のd. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託銀行との間において存続します。

d. 受託銀行の辞任および解任に伴う取扱い

- (a) 受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。受託銀行が辞任した場合、または裁判所が受託銀行を解任した場合、委託会社は、後記「②投資信託約款の変更」にしたがい、新受託銀行を選任します。
- (b) 委託会社が新受託銀行を選任できないときは、委託会社は当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c. 前記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a. の投資信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記 a. から e. の規定にしたがいます。

③運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎になされます。また委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、販売会社を経由して知れている受益者に交付します。

④投資信託財産に関する報告

- a. 受託銀行は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。
- b. 受託銀行は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑤受託銀行による資金の立替え

- a. 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託銀行は資金の立替えをすることができます。
- b. 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託銀行がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- c. 立替金の決済および利息については、受託銀行と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑥委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

⑨ファンド資産の保管

a. 保管業務の委任

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

b. 有価証券の保管

受託銀行は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

c. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下c.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

d. 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

(a) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(b) 前記(a)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

(c) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(d) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

⑩信託事務処理の再信託

受託銀行は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

⑪関係法人との契約の更新に関する手続き

a. 販売会社との「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に係る契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。

b. 投資顧問会社との「投資一任契約」に係る契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託の終了する日までとします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。

c. 前記a.、b.の契約の一部を変更する場合、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書または臨時報告書を提出することにより開示します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。委託会社は、当初設定に係る信託の受益権については1,504,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- ①収益分配金は、第2計算期間以降の毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（一般コースの場合は、原則として決算日から起算して5営業日目。）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、投資信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- ②前記①にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、第2計算期間以降の毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、投資信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、前記「2換金（解約）手続等」により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記①の規定に準じて受益者に支払います。
- ③受益者が収益分配金について、前記①の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）「別に定める契約」とは、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合に、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）にしたがって、取得申込者と販売会社が締結する契約のことをいいます。

(2) 償還金に対する請求権

- ①償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

②受益者が償還金について、前記①の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細については、前記「2 換金（解約） 手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権

①前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 ①信託の終了 a. 投資信託契約の解約」の投資信託契約の解約または「②投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を經由して、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②前記①の買取請求の事務取扱い等については、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

(5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（平成22年9月22日から平成23年3月22日）及び第21期計算期間（平成23年3月23日から平成23年9月20日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。


独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

澤口 雅昭 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり／6ヵ月決算型）の平成22年9月22日から平成23年3月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり／6ヵ月決算型）の平成23年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年10月25日

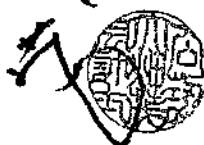
プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

大野 茂



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり/6ヵ月決算型）の平成23年3月23日から平成23年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり/6ヵ月決算型）の平成23年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり／6ヵ月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第20期 (平成23年3月22日現在)	第21期 (平成23年9月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	—	4
親投資信託受益証券	373,007,836	345,832,523
派生商品評価勘定	6,432,859	—
未収入金	6,494,439	4,825,650
流動資産合計	385,935,134	350,658,177
資産合計	385,935,134	350,658,177
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,750	335,000
未払収益分配金	3,714,316	3,363,698
未払解約金	1,266,868	—
未払受託者報酬	100,545	97,140
未払委託者報酬	1,307,024	1,262,714
その他未払費用	105,686	102,098
流動負債合計	6,496,189	5,160,650
負債合計	6,496,189	5,160,650
純資産の部		
元本等		
元本	371,431,690	336,369,826
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,007,255	9,127,701
（分配準備積立金）	41,318,233	33,690,267
元本等合計	379,438,945	345,497,527
純資産合計	379,438,945	345,497,527
負債純資産合計	385,935,134	350,658,177

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第20期		第21期	
	自	平成22年9月22日 至 平成23年3月22日	自	平成23年3月23日 至 平成23年9月20日
営業収益				
受取利息		—		4
有価証券売買等損益		△18,801,835		△12,263,040
為替差損益		20,731,031		19,449,839
営業収益合計		1,929,196		7,186,803
営業費用				
受託者報酬		100,545		97,140
委託者報酬		1,307,024		1,262,714
その他費用		159,686		162,098
営業費用合計		1,567,255		1,521,952
営業利益		361,941		5,664,851
経常利益		361,941		5,664,851
当期純利益		361,941		5,664,851
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		14,919		1,048,072
期首剰余金又は期首欠損金(△)		12,703,885		8,007,255
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,814,278		2,236,004
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,814,278		2,236,004
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,143,614		2,368,639
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,143,614		2,368,639
分配金		3,714,316		3,363,698
期末剰余金又は期末欠損金(△)		8,007,255		9,127,701

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第20期	第21期
	自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日	自 平成23年3月23日 至 平成23年9月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	①外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び61条に基づき処理しております。 ②計算期間の取扱い 平成23年3月20日が休日のため、当ファンドの計算期間を平成22年9月22日から平成23年3月22日としております。	①外貨建取引等の処理基準 同左 ②計算期間の取扱い 平成23年3月20日が休日のため、当ファンドの計算期間を平成23年3月23日から平成23年9月20日としております。

(貸借対照表に関する注記)

第20期 (平成23年3月22日現在)	第21期 (平成23年9月20日現在)
※1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 414,285,354円 期中追加設定元本額 91,432,680円 期中解約元本額 134,286,344円 2. 計算期間末日における受益権の総数 371,431,690口	※1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 371,431,690円 期中追加設定元本額 70,393,027円 期中解約元本額 105,454,891円 2. 計算期間末日における受益権の総数 336,369,826口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第20期 自 平成22年 9 月22日 至 平成23年 3 月22日	第21期 自 平成23年 3 月23日 至 平成23年 9 月20日
<p>※1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託する 場合の当該委託費用</p> <p style="text-align: right;">573,961円</p> <p>※2. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,224,965円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(59,435,900円)及び分配準備積立金(37,807,584円)より分配対象額は104,468,449円(1万口当たり2,812円)であり、うち3,714,316円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>	<p>※1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託する 場合の当該委託費用</p> <p style="text-align: right;">556,891円</p> <p>※2. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,180,507円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(60,687,859円)及び分配準備積立金(30,873,458円)より分配対象額は97,741,824円(1万口当たり2,905円)であり、うち3,363,698円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第20期 自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日	第21期 自 平成23年3月23日 至 平成23年9月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、投資分析室では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期 (平成23年3月22日現在)	第21期 (平成23年9月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>① 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>② デリバティブ取引等 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p> <p>③ 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>① 有価証券 同左</p> <p>② デリバティブ取引等 同左</p> <p>③ 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第20期 (平成23年 3月22日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△13,449,622
合計	△13,449,622

第21期 (平成23年 9月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△11,411,694
合計	△11,411,694

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益
通貨関連

(単位：円)

種類	第20期（平成23年3月22日現在）			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	383,071,607	—	376,640,498	6,431,109
合計	383,071,607	—	376,640,498	6,431,109

(単位：円)

種類	第21期（平成23年9月20日現在）			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	10,615,216	—	10,599,312	△15,904
売建 アメリカ・ドル	359,851,528	—	360,170,624	△319,096
合計	370,466,744	—	370,769,936	△335,000

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

- ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。
3. 換算においては円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第20期 (平成23年3月22日現在)		第21期 (平成23年9月20日現在)	
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.0216円 10,216円)	1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.0271円 10,271円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額
親投資信託受益証券	日本円	PRUアメリカ中期社債 マザーファンド	285,316,825	345,832,523
	合計			345,832,523

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。同ファンドの状況は次の通りであります。

「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成23年 3月22日現在)	(平成23年 9月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		122,638,022	24,008,737
コール・ローン		67,032,235	104,789,333
国債証券		136,875,993	19,706,025
地方債証券		16,296,552	15,407,876
特殊債券		32,799,948	8,272,719
社債券		4,765,175,816	4,266,293,683
派生商品評価勘定		3,805,890	2,352,323
未収入金		10,999,929	41,344,630
未収利息		51,970,672	46,554,554
前払金		361,055,852	370,836,523
前払費用		134,279	90,518
差入委託証拠金		3,201,930	3,257,625
流動資産合計		5,571,987,118	4,902,914,546
資産合計		5,571,987,118	4,902,914,546
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,611,300	—
未払金		11,325,938	30,893,932
未払解約金		34,930,506	32,831,735
流動負債合計		47,867,744	63,725,667
負債合計		47,867,744	63,725,667
純資産の部			
元本等			
元本	※1	4,397,618,347	3,992,336,080
剰余金			
剰余金		1,126,501,027	846,852,799
元本等合計		5,524,119,374	4,839,188,879
純資産合計		5,524,119,374	4,839,188,879
負債・純資産合計		5,571,987,118	4,902,914,546

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成22年 9月22日 至 平成23年 3月22日	自 平成23年 3月23日 至 平成23年 9月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	①先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 ②為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	①先物取引 同左 ②為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び61条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

(平成23年3月22日現在)	(平成23年9月20日現在)
※1 1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 <div style="text-align: right;">4,969,894,008円</div> 同期中における追加設定元本額 <div style="text-align: right;">147,531,783円</div> 同期中における解約元本額 <div style="text-align: right;">719,807,444円</div> 同期末における元本の内訳 PRUアメリカ中期社債ファンド (為替ヘッジなし/毎月決算型) <div style="text-align: right;">4,100,684,868円</div> PRUアメリカ中期社債ファンド (為替ヘッジあり/6ヵ月決算型) <div style="text-align: right;">296,933,479円</div> <div style="text-align: right;">計 4,397,618,347円</div> 2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数 <div style="text-align: right;">4,397,618,347円</div>	※1 1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 <div style="text-align: right;">4,397,618,347円</div> 同期中における追加設定元本額 <div style="text-align: right;">197,471,684円</div> 同期中における解約元本額 <div style="text-align: right;">602,753,951円</div> 同期末における元本の内訳 PRUアメリカ中期社債ファンド (為替ヘッジなし/毎月決算型) <div style="text-align: right;">3,707,019,255円</div> PRUアメリカ中期社債ファンド (為替ヘッジあり/6ヵ月決算型) <div style="text-align: right;">285,316,825円</div> <div style="text-align: right;">計 3,992,336,080円</div> 2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数 <div style="text-align: right;">3,992,336,080円</div>

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日	自 平成23年3月23日 至 平成23年9月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、投資分析室では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成23年3月22日現在)	(平成23年9月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>① 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>② デリバティブ取引等 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p> <p>③ 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>① 有価証券 同左</p> <p>② デリバティブ取引等 同左</p> <p>③ 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成23年3月22日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	218,095
地方債証券	△13,446
特殊債券	113,145
社債券	△2,009,676
合計	△1,691,882

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(平成23年9月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	35,182
地方債証券	△13,490
特殊債券	101,408
社債券	△28,131,674
合計	△28,008,574

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

1. 債券関連

(単位：円)

種類	(平成23年3月22日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引				
債券先物取引				
買建				
US 2YR NOTE	105,925,221	—	106,266,937	341,716
US 5YR NOTE	368,678,602	—	371,676,093	2,997,491
売建				
US 10YR NOTE	9,566,226	—	9,736,453	△170,227
合計	484,170,049	—	487,679,483	3,168,980

(単位：円)

種類	(平成23年9月20日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引				
債券先物取引				
買建				
US 2YR NOTE	67,601,707	—	67,657,998	56,291
US 5YR NOTE	422,504,027	—	424,742,817	2,238,790
合計	490,105,734	—	492,400,815	2,295,081

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等は、手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

(単位：円)

種類	(平成23年3月22日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	83,853,460	—	82,412,387	△1,441,073
売建				
アメリカ・ドル	18,754,225	—	18,287,542	466,683
合計	102,607,685	—	100,699,929	△974,390

(単位：円)

種類	(平成23年9月20日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	72,938,874	—	72,996,116	57,242
合計	72,938,874	—	72,996,116	57,242

(注) 1. 時価の算定方法

 為替予約の時価

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

- (2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。
 3. 換算においては円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成23年3月22日現在)		(平成23年9月20日現在)	
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額		本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	
	1,256円		1,212円
(1万口当たり純資産額	12,562円)	(1万口当たり純資産額	12,121円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

(平成23年9月20日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY N/B		255,000.00	257,091.00
	小計	銘柄数 :	1	255,000.00	257,091.00
					(19,706,025)
		組入時価比率 :	0.4%		0.5%
	合計				19,706,025
					(19,706,025)
地方債証券	アメリカ・ドル	STATE OF ILLINOIS		200,000.00	201,016.00
	小計	銘柄数 :	1	200,000.00	201,016.00
					(15,407,876)
		組入時価比率 :	0.3%		0.4%
	合計				15,407,876
					(15,407,876)
特殊債券	アメリカ・ドル	STATOILHYDRO ASA		100,000.00	107,928.50
	小計	銘柄数 :	1	100,000.00	107,928.50
					(8,272,719)
		組入時価比率 :	0.2%		0.2%
	合計				8,272,719
					(8,272,719)
社債券	アメリカ・ドル	ABBOTT LABORATORIES		200,000.00	211,064.40
		ALLIED WORLD ASSURANCE		75,000.00	86,516.85
		ALLSTATE CORP/THE		250,000.00	280,986.50
		ALLSTATE LIFE GLOBAL FUN		125,000.00	133,349.12
		ALTRIA GROUP INC		350,000.00	400,314.60
		AMERICA MOVIL SAB DE CV		200,000.00	198,285.40
		AMERICAN EXPRESS CO		260,000.00	295,578.14
		AMERICAN EXPRESS CREDIT		500,000.00	549,403.50
		AMERICAN INTERNATIONAL G		250,000.00	246,147.75
		ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR		550,000.00	600,602.75
		AON CORP		130,000.00	134,843.67
		AON CORP		45,000.00	45,439.02
		APPLIED MATERIALS INC		30,000.00	30,766.02
		ARCELORMITTAL		175,000.00	200,370.10
		ARCELORMITTAL		45,000.00	43,671.51
		ARIZONA PUB SERVICE		435,000.00	436,523.37
		ARROW ELECTRONICS INC		125,000.00	134,582.50
		AT&T INC		250,000.00	275,467.75
		AT&T INC		380,000.00	393,710.02
		AT&T WIRELESS SVCS INC		465,000.00	485,452.56
		AUTOZONE INC		200,000.00	222,361.20
		AVALONBAY COMMUNITIES IN		430,000.00	435,761.57
		BANK OF AMERICA CORP		655,000.00	666,082.60
		BANK OF AMERICA CORP		705,000.00	699,783.00
		BANK OF AMERICA CORP		150,000.00	143,369.40
		BANK OF AMERICA CORP		60,000.00	57,321.54
		BANK OF NEW YORK MELLON		350,000.00	364,743.40
		BANK OF NOVA SCOTIA		350,000.00	365,707.65

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額
社債券	アメリカ・ドル	BARCLAYS BANK PLC		450,000.00	467,201.70
		BEAR STEARNS COS LLC/THE		560,000.00	589,517.04
		BEMIS CO INC		225,000.00	247,784.85
		BERKSHIRE HATHAWAY INC		300,000.00	317,079.60
		BLACKROCK INC		200,000.00	213,703.60
		BOEING CO/THE		325,000.00	351,729.62
		BP CAPITAL MARKETS PLC		450,000.00	485,520.30
		BP CAPITAL MARKETS PLC		55,000.00	57,424.67
		BP CAPITAL MARKETS PLC		150,000.00	156,807.30
		BRANDYWINE OPER PARTNERS		42,000.00	42,672.67
		BURLINGTON NORTHERN SANT		360,000.00	373,384.80
		CAMERON INTERNATIONAL CO		225,000.00	226,031.17
		CAPITAL ONE FINANCIAL CO		200,000.00	223,986.00
		CAPITAL ONE FINANCIAL CO		70,000.00	70,029.26
		CARDINAL HEALTH INC		250,000.00	258,711.50
		CATERPILLAR FINANCIAL SE		175,000.00	184,020.37
		CATERPILLAR FINANCIAL SE		325,000.00	349,761.75
		CELGENE CORP		110,000.00	111,362.57
		CENTERPOINT ENERGY HOUST		250,000.00	283,895.50
		CHEVRON CORP		75,000.00	80,954.17
		CITIGROUP INC		1,000,000.00	1,022,237.00
		CITIGROUP INC		350,000.00	363,913.90
		CITIGROUP INC		715,000.00	757,593.98
		CITIGROUP INC		150,000.00	152,229.30
		CLOROX CO		515,000.00	539,081.40
		COCA-COLA ENTERPRISES IN		390,000.00	431,268.63
		COMCAST CORP		200,000.00	230,450.60
		COMPUTER SCIENCES CORP		250,000.00	263,065.75
		CONAGRA FOODS INC		250,000.00	275,415.75
		CONSUMERS ENERGY CO		480,000.00	487,549.92
		COOPERATIEVE CENTRALE RA		225,000.00	228,291.07
		CREDIT SUISSE/NEW YORK N		315,000.00	326,828.25
		CSX CORP		310,000.00	318,033.34
		DEERE & CO		250,000.00	288,747.25
		DELHAIZE GROUP		150,000.00	164,314.50
		DEUTSCHE BANK AG/LONDON		650,000.00	646,040.85
		DEVON ENERGY CORP		300,000.00	330,903.60
		DIAGEO CAPITAL PLC		70,000.00	71,036.63
		DIAGEO CAPITAL PLC		400,000.00	423,212.40
		DIRECTV HOLDINGS LLC		75,000.00	79,148.62
		DIRECTV HOLDINGS LLC / D		220,000.00	240,472.32
		DOW CHEMICAL CO/THE		625,000.00	718,508.12
		DR PEPPER SNAPPLE GROUP		80,000.00	83,703.52
		DTE ENERGY CO		200,000.00	230,051.20
		EI DU PONT DE NEMOURS &		330,000.00	353,469.27
		ELI LILLY & CO		200,000.00	216,855.00
		EMBARQ CORP		250,000.00	263,788.50
		ENERGY TRANSFER PARTNERS		250,000.00	258,563.00
		ENTERPRISE PRODUCTS OPER		300,000.00	315,211.20
		ERP OPERATING LP		250,000.00	259,735.25
EXPRESS SCRIPTS INC		380,000.00	422,833.60		
FIFTH THIRD BANCORP		120,000.00	122,292.48		
FIRSTENERGY CORP		17,000.00	17,130.40		
FISERV INC		45,000.00	46,084.45		
FRANCE TELECOM SA		90,000.00	88,459.02		
GENERAL ELECTRIC CAPITAL		300,000.00	305,937.30		

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額
社債券	アメリカ・ドル	GENERAL ELECTRIC CAPITAL		1,000,000.00	1,052,346.00
		GENERAL ELECTRIC CAPITAL		1,000,000.00	1,104,274.00
		GOLDMAN SACHS GROUP INC/		650,000.00	673,913.50
		GOLDMAN SACHS GROUP INC/		750,000.00	803,931.00
		GOLDMAN SACHS GROUP INC/		310,000.00	307,822.25
		GOOGLE INC		140,000.00	145,010.18
		HARTFORD FINANCIAL SERVI		295,000.00	295,802.10
		HARTFORD FINANCIAL SERVI		195,000.00	196,978.08
		HCP INC		55,000.00	54,604.82
		HESS CORP		200,000.00	225,382.00
		HEWLETT-PACKARD CO		500,000.00	547,490.50
		HONEYWELL INTERNATIONAL		280,000.00	301,770.56
		HSBC HOLDINGS PLC		500,000.00	512,813.50
		ICI WILMINGTON INC		200,000.00	216,324.00
		INTERNATIONAL BUSINESS M		275,000.00	279,972.27
		ITT CORP		350,000.00	384,225.10
		JOHN DEERE CAPITAL CORP		160,000.00	169,304.00
		JOHNSON CONTROLS INC		85,000.00	86,148.09
		JPMORGAN CHASE & CO		240,000.00	252,312.00
		JPMORGAN CHASE & CO		830,000.00	851,326.85
		KINDER MORGAN ENERGY PAR		400,000.00	446,268.80
		KRAFT FOODS INC		146,000.00	151,597.05
		KRAFT FOODS INC		300,000.00	323,074.21
		KROGER CO/THE		500,000.00	527,545.00
		LIBERTY PROPERTY LP		100,000.00	103,724.50
		LINCOLN NATIONAL CORP		275,000.00	291,925.15
		LINCOLN NATIONAL CORP		55,000.00	58,041.06
		LLOYDS TSB BANK PLC		105,000.00	103,804.47
		LUBRIZOL CORP		100,000.00	112,622.50
		MACK-CALI REALTY LP		75,000.00	78,503.70
		MARRIOTT INTERNATIONAL I		200,000.00	204,518.20
		MCCORMICK & CO INC/MD		355,000.00	384,976.55
		MCKESSON CORP		125,000.00	140,331.75
		MCKESSON CORP		35,000.00	37,342.16
		MEDCO HEALTH SOLUTIONS I		275,000.00	301,993.45
		MEDTRONIC INC		380,000.00	404,126.96
		MORGAN STANLEY		625,000.00	644,737.50
		MORGAN STANLEY		440,000.00	459,903.40
		MORGAN STANLEY		300,000.00	312,693.30
		NABORS INDUSTRIES INC		125,000.00	129,221.25
		NOMURA HOLDINGS INC		140,000.00	148,512.70
		NOVARTIS CAPITAL CORP		250,000.00	270,034.25
		OCCIDENTAL PETROLEUM COR		165,000.00	165,168.46
		ONCOR ELECTRIC DELIVERY		250,000.00	257,965.50
		ORACLE CORP		470,000.00	508,412.16
		PACIFIC GAS & ELECTRIC C		250,000.00	277,782.50
		PC FINANCIAL PARTNERSHIP		250,000.00	272,464.25
		PECO ENERGY CO		315,000.00	349,094.02
		PFIZER INC		200,000.00	229,161.40
		PHILIP MORRIS INTERNATIO		225,000.00	255,182.40
PLAINS ALL AMERICAN PIPE		300,000.00	309,024.00		
PNC FUNDING CORP		275,000.00	301,378.82		
PNC FUNDING CORP		100,000.00	105,242.50		
PPG INDUSTRIES INC		85,000.00	85,593.81		
PROGRESS ENERGY INC		250,000.00	276,710.50		
PROGRESSIVE CORP/THE		725,000.00	735,633.57		

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額
社債券	アメリカ・ドル	PSEG POWER LLC		40,000.00	40,037.04
		RAYTHEON CO		120,000.00	120,588.84
		REYNOLDS AMERICAN INC		150,000.00	164,607.00
		REYNOLDS AMERICAN INC		100,000.00	117,432.20
		RIO TINTO ALCAN INC		750,000.00	790,832.25
		ROGERS COMMUNICATIONS IN		625,000.00	678,849.37
		ROYAL BANK OF SCOTLAND P		250,000.00	249,751.00
		ROYAL BANK OF SCOTLAND P		180,000.00	177,881.04
		ROYAL BANK OF SCOTLAND P		100,000.00	99,038.20
		SAFEWAY		250,000.00	260,161.00
		SANOFI-AVENTIS SA		195,000.00	203,160.36
		SARA LEE CORP		250,000.00	260,306.50
		SEMPRA ENERGY		140,000.00	142,085.30
		SIERRA PACIFIC POWER CO		225,000.00	242,154.22
		SIMON PROPERTY GROUP LP		55,000.00	61,612.26
		SIMON PROPERTY GROUP LP		40,000.00	42,588.64
		SIMON PROPERTY GROUP LP		50,000.00	54,714.50
		SOUTHERN CALIFORNIA EDIS		250,000.00	278,127.75
		SPECTRA ENERGY CAPITAL L		300,000.00	317,632.80
		STATE STREET CORP		170,000.00	176,115.24
		STRYKER CORP		90,000.00	90,213.75
		TECO FINANCE INC		100,000.00	107,507.10
		TELECOM ITALIA CAPITAL S		195,000.00	193,711.83
		TELEFONICA EMISIONES SAU		500,000.00	485,369.50
		THERMO FISHER SCIENTIFIC		190,000.00	201,471.82
		TIME WARNER CABLE INC		615,000.00	704,301.69
		TJX COS INC		420,000.00	466,304.16
		TORONTO-DOMINION BANK/TH		150,000.00	153,908.25
		TOTAL CAPITAL CANADA LTD		175,000.00	178,902.15
		TOTAL CAPITAL SA		180,000.00	190,974.06
		TRANSALTA CORP		140,000.00	150,740.38
		TRANSCANADA PIPELINES LT		250,000.00	263,085.00
		TYCO INTERNATIONAL FINAN		100,000.00	107,715.70
		UNITEDHEALTH GROUP INC		100,000.00	105,214.80
		US BANCORP		470,000.00	481,512.65
		VENTAS REALTY LP / VENTA		45,000.00	45,253.93
		VERIZON COMMUNICATIONS I		350,000.00	366,927.05
		VERIZON FLORIDA LLC		300,000.00	318,981.00
		VIACOM INC		315,000.00	339,034.50
		WACHOVIA BANK NA/OLD		290,000.00	309,534.40
WACHOVIA CORP		500,000.00	532,871.00		
WAL-MART STORES INC		520,000.00	552,074.64		
WASTE MANAGEMENT INC		20,000.00	20,381.90		
WEATHERFORD INTERNATIONA		150,000.00	164,557.95		
WELLS FARGO & CO		250,000.00	261,549.75		
WELLS FARGO & CO		565,000.00	601,298.99		
WILLIS GROUP HOLDINGS PL		60,000.00	61,217.58		
XEROX CORP		500,000.00	514,991.50		
XL CAPITAL FINANCE EUROP		150,000.00	152,365.95		
XSTRATA CANADA CORP		250,000.00	261,456.00		
	小計	銘柄数 :	190	52,600,000.00	55,659,408.79
					(4,266,293,683)
		組入時価比率 :	88.2%		99.0%
	合計				4,266,293,683
					(4,266,293,683)

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額
	株式以外計				4,309,680,303
					(4,309,680,303)

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計・株式以外計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年10月31日現在

I 資産総額	403,388,935円
II 負債総額	9,233,392円
III 純資産総額 (I-II)	394,155,543円
IV 発行済数量	383,768,557口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0271円

(参考情報)

PRUアメリカ中期社債マザーファンド

I 資産総額	4,871,396,904円
II 負債総額	58,430,237円
III 純資産総額 (I-II)	4,812,966,667円
IV 発行済数量	3,911,427,661口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2305円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成しません。したがって、該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限

該当事項はありません。ただし、受益権の譲渡等は以下によるものとします。

①受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 前記 a. の申請のある場合には、前記 a. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 a. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 前記 a. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

②受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託銀行と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成23年10月末現在の資本金の額：219百万円

会社が発行する株式総数：30,000株

発行済株式総数：7,360株

過去5年間における主な資本金の額の増減：平成19年3月 29百万円増加、
平成20年3月 120百万円増加

(2) 委託会社等の機構

取締役会はその決議によって委託会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、法令または会社定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主またはその代理人が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。なお、取締役の選任は、累積投票によらないものとします。

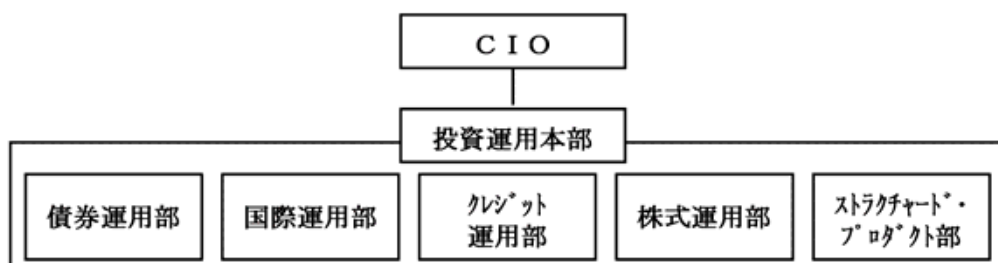
取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会は、その決議によって代表取締役1名以上を選定します。また、その決議によって役付取締役1名以上を定めることができます。

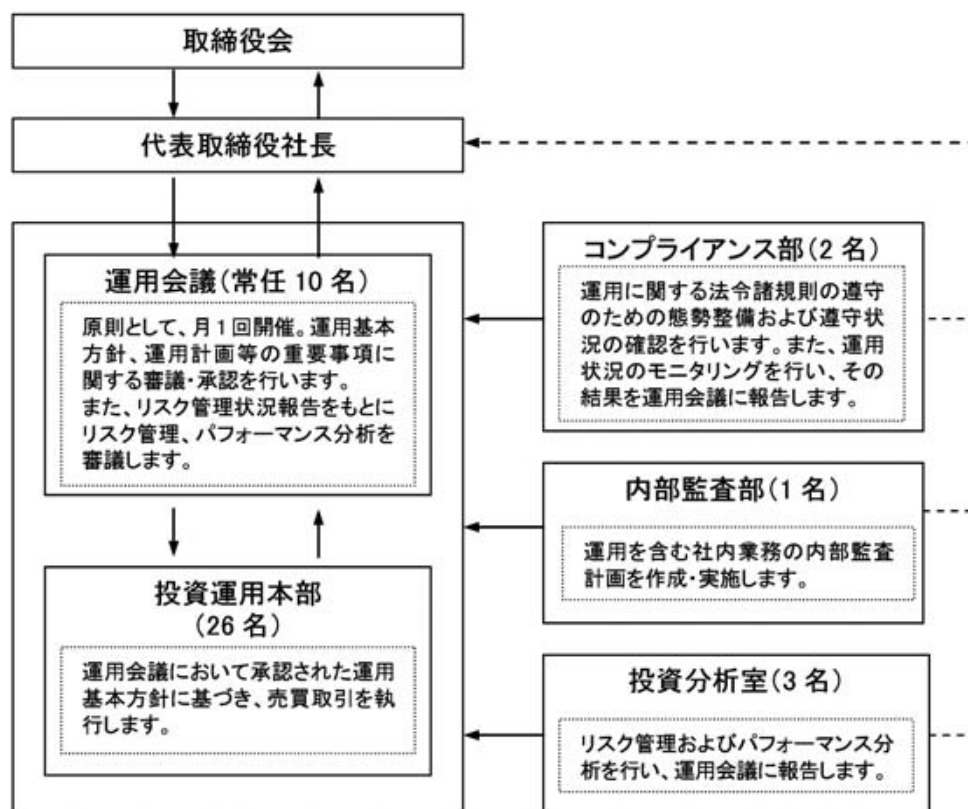
取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を発します。ただし、取締役全員の同意を得て、招集期間を短縮または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は代表取締役の1名が招集し、議長となります。代表取締役のいずれにも事故ある場合には、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

①委託会社の運用体制



②委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等



※前記の運用体制等は平成23年11月21日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社は、1875年に設立された米プルデンシャル保険を中核とする大手総合金融グループの一員です。グループ全体の運用資産は約67兆円（8,713億米ドル、円換算レート1米ドル=77.08円、平成23年9月末現在）にのびます。グループの運用部門は、ポートフォリオ・マネージャーとアナリストを世界に配し、グローバルな運用を行っています。

なお、平成23年10月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は26本、純資産総額の合計金額は約477,876百万円です。以下はその種類別の内訳です。

追加型株式投資信託	22本
単位型株式投資信託	2本
追加型公社債投資信託	0本
単位型公社債投資信託	2本

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、第4期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第5期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第5期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

澤口雅昭 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年6月10日

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

澤口雅昭 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第4期 (平成22年3月31日)	第5期 (平成23年3月31日)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	854,951	1,227,551
前払費用	30,212	18,230
未収入金	3,187	3,052
立替金	788	824
未収委託者報酬	73,920	72,473
未収運用受託報酬	823,463	1,318,730
未収収益	29,378	60,033
繰延税金資産	28,049	52,558
その他流動資産	—	—
流動資産計	1,843,951	2,753,456
固定資産		
有形固定資産	57,612	73,701
建物附属設備	43,843	53,968
器具備品	13,768	19,733
無形固定資産	25,543	54,490
ソフトウェア	25,543	34,148
ソフトウェア仮勘定	—	20,342
投資その他の資産	1,410	2,213
投資有価証券	—	1,046
長期差入保証金	1,410	1,167
固定資産計	84,566	130,405
資産合計	1,928,518	2,883,861

(単位：千円)

	第4期 (平成22年3月31日)	第5期 (平成23年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
未払金	28,290	35,037
未払手数料	23,142	20,485
その他未払金	5,147	14,552
未払費用	613,713	911,778
未払法人税等	119,906	272,234
未払消費税等	23,257	48,906
預り金	13,818	8,952
賞与引当金	34,408	36,946
役員賞与引当金	3,575	3,750
その他流動負債	—	2
流動負債計	836,969	1,317,608
固定負債		
長期未払費用	22,899	27,335
退職給付引当金	178,132	219,204
役員退職慰労引当金	5,078	7,448
資産除去債務	—	37,979
繰延税金負債	100	6,321
固定負債計	206,211	298,289
負債合計	1,043,180	1,615,897

(単位：千円)

	第4期 (平成22年3月31日)	第5期 (平成23年3月31日)
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	219,000	219,000
資本剰余金	149,000	149,000
資本準備金	149,000	149,000
利益剰余金	517,337	899,937
その他利益剰余金	517,337	899,937
繰越利益剰余金	517,337	899,937
株主資本合計	885,337	1,267,937
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	27
評価・換算差額等合計	—	27
純資産合計	885,337	1,267,964
負債・純資産合計	1,928,518	2,883,861

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第4期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第5期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	416,970	485,236
運用受託報酬	2,453,046	3,524,364
その他の収益	118,833	190,846
営業収益計	2,988,850	4,200,447
営業費用		
支払手数料	115,725	105,692
広告宣伝費	—	—
受益証券発行費	341	342
調査費	1,428,797	2,121,731
調査費	162,634	193,069
委託調査費	1,264,131	1,926,170
図書費	2,031	2,491
営業雑経費	32,731	28,420
通信費	4,958	5,979
印刷費	22,165	17,546
協会費	3,153	374
諸会費	2,455	4,519
営業費用計	1,577,596	2,256,187

(単位：千円)

	第4期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第5期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
一般管理費		
給料	676,012	717,820
役員報酬	22,000	22,249
給料・手当	530,464	536,256
賞与	—	107,191
賞与引当金繰入	109,471	36,946
役員賞与	—	11,425
役員賞与引当金繰入	14,075	3,750
福利厚生費	75,981	77,042
交際費	3,621	4,734
旅費交通費	16,309	20,357
水道光熱費	7,328	8,178
租税公課	8,599	11,064
不動産賃借料	125,920	125,920
退職給付費用	49,043	45,616
役員退職慰労引当金繰入	2,135	2,370
退職金	14,810	90
募集費	14,160	8,000
固定資産減価償却費	17,888	22,512
業務委託費	11,488	33,308
専門家報酬	45,696	81,507
消耗器具備品費	6,610	11,303
修繕維持費	4,640	3,558
諸経費	16,103	13,779
一般管理費計	1,096,351	1,187,165
営業利益	314,902	757,094

(単位：千円)

	第4期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第5期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取利息	262	241
その他営業外収益	495	—
営業外収益計	757	241
営業外費用		
為替差損	8,840	12,705
投資有価証券売却損	153	—
その他営業外費用	311	1,819
営業外費用計	9,305	14,525
経常利益	306,354	742,810
特別利益		
過年度関係会社費用調整益	23,922	—
特別利益計	23,922	—
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	20,038
過年度関係会社費用調整額	—	4,917
特別損失計	—	24,955
税引前当期純利益	330,277	717,855
法人税、住民税及び事業税	173,264	353,562
法人税等調整額	△13,933	△18,307
当期純利益	170,946	382,600

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第4期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第5期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本			
資本金	前期末残高	219,000	219,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	219,000	219,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	149,000	149,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	149,000	149,000
資本剰余金合計	前期末残高	149,000	149,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	149,000	149,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	346,390	517,337
	当期変動額 当期純利益	170,946	382,600
	当期末残高	517,337	899,937
利益剰余金合計	前期末残高	346,390	517,337
	当期変動額	170,946	382,600
	当期末残高	517,337	899,937
株主資本合計	前期末残高	714,390	885,337
	当期変動額	170,946	382,600
	当期末残高	885,337	1,267,937

(単位：千円)

		第4期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第5期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券 評価差額金	前期末残高	△363	—
	当期変動額 (純額)	363	27
	当期末残高	—	27
評価・換算差額 等合計	前期末残高	△363	—
	当期変動額	363	27
	当期末残高	—	27
純資産合計	前期末残高	714,027	885,337
	当期変動額	171,310	382,627
	当期末残高	885,337	1,267,964

重要な会計方針

項目	第4期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第5期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については、5年間にわたる定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、全てリース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引であるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、次回支給見込み額のうち当会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、次回支給見込み額のうち当会計期間対応分を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 同左</p>

項目	第4期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第5期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当期の費用として処理しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

第4期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第5期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ3,121千円、税引前当期純利益は23,160千円減少しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第4期 (平成22年3月31日)		第5期 (平成23年3月31日)	
* 1	関係会社項目		
	未払費用	4,061千円	5,541千円
	長期未払費用	22,899千円	27,335千円
* 2	減価償却累計額	52,938千円	81,129千円
	有形固定資産		
	建物附属設備	25,941千円	48,482千円
	器具備品	26,997千円	32,647千円

(損益計算書関係)

第4期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		第5期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	
* 1	関係会社項目		
	福利厚生費	14,121千円	16,068千円
* 2	減価償却実施額	17,888千円	22,512千円
	有形固定資産	10,849千円	13,709千円
	無形固定資産	7,039千円	8,803千円

(株主資本等変動計算書関係)

第4期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首	当期増加	当期減少	当期末
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	7,360	—	—	7,360

第5期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首	当期増加	当期減少	当期末
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	7,360	—	—	7,360

(リース取引関係)

第4期 平成22年3月31日				第5期 平成23年3月31日			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具備品	9,369	6,405	2,964	器具備品	7,638	6,417	1,221
合計	9,369	6,405	2,964	合計	7,638	6,417	1,221
(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額等				(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額等			
	1年内		1,809千円		1年内		1,302千円
	1年超		1,302千円		1年超		－千円
	合計		3,112千円		合計		1,302千円
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
	支払リース料		2,343千円		支払リース料		1,882千円
	減価償却費相当額		2,175千円		減価償却費相当額		1,752千円
	支払利息相当額		145千円		支払利息相当額		72千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

(金融商品関係)

第4期 平成22年3月31日	第5期 平成23年3月31日
<p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は主として国内の機関投資家を顧客とする投資一任業務を行っております。財務体質を毀損させうるおそれのある投機的な金融商品取引を行わないこととしております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>現金及び預金並びに営業債権である未収運用受託報酬は、預入先金融機関および顧客の信用リスクに晒されております。また、それらのうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>営業債務である未払費用のうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>顧客の信用リスクについては、顧客からの預り資産残高の推移等に基づいてモニターしております。</p> <p>外貨建債権・債務については、その残高および為替相場の変動による影響を定期的にモニターしております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>—</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は主として国内の機関投資家を顧客とする投資一任業務を行っております。財務体質を毀損させうるおそれのある投機的な金融商品取引を行わないこととしております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>現金及び預金並びに営業債権である未収運用受託報酬は、預入先金融機関および顧客の信用リスクに晒されております。また、それらのうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>営業債務である未払費用のうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>顧客の信用リスクについては、顧客からの預り資産残高の推移等に基づいてモニターしております。</p> <p>外貨建債権・債務については、その残高および為替相場の変動による影響を定期的にモニターしております。</p>

第4期
平成22年3月31日

2. 金融商品の時価等に関する事項
平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	854,951	854,951	—
(2) 未収運用受託報酬	823,463	823,463	—
資産計	1,678,414	1,678,414	—
(1) 未払費用	613,713	613,713	—
負債計	613,713	613,713	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払費用

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の回収予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	854,951
未収運用受託報酬	823,463
合計	1,678,414

第5期
平成23年3月31日

2. 金融商品の時価等に関する事項
平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,227,551	1,227,551	—
(2) 未収運用受託報酬	1,318,730	1,318,730	—
資産計	2,546,281	2,546,281	—
(1) 未払費用	911,778	911,778	—
負債計	911,778	911,778	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払費用

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の回収予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	1,227,551
未収運用受託報酬	1,318,730
合計	2,546,281

(有価証券関係)

第4期 平成22年3月31日			第5期 平成23年3月31日				
1. その他有価証券 —			1. その他有価証券				
				種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
			貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	その他	1,046	1,000	46
				小計	1,046	1,000	46
			合計		1,046	1,000	46
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券			2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 —				
売却額 (千円)	売却益の合計 額 (千円)	売却損の合計 額 (千円)					
2,450	—	153					

(退職給付関係)

第4期 平成22年3月31日			第5期 平成23年3月31日		
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金 制度を採用しております。			1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金 制度を採用しております。		
2. 退職給付債務及びその内訳 (単位：千円)			2. 退職給付債務及びその内訳 (単位：千円)		
(1) 退職給付債務	178,133		(1) 退職給付債務	219,204	
(2) 退職給付引当金	178,133		(2) 退職給付引当金	219,204	
3. 退職給付費用の内訳 (単位：千円)			3. 退職給付費用の内訳 (単位：千円)		
勤務費用	63,853		勤務費用	45,706	

(税効果会計関係)

第4期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第5期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税	未払事業税
9,312 千円	20,858 千円
未払費用	未払費用
7,092 千円	16,506 千円
賞与引当金	賞与引当金
14,000 千円	15,033 千円
長期未払費用	長期未払費用
7,727 千円	8,905 千円
退職給付引当金	退職給付引当金
51,822 千円	68,534 千円
その他	資産除去債務
5,595 千円	15,453 千円
繰延税金資産小計	その他
95,551 千円	5,476 千円
評価性引当額	繰延税金資産小計
△64,985 千円	150,769 千円
繰延税金資産合計	評価性引当額
30,565 千円	△98,122 千円
繰延税金負債	繰延税金資産合計
負債調整勘定	52,646 千円
△2,516 千円	繰延税金負債
その他	資産除去債務
△100 千円	△6,128 千円
繰延税金負債合計	その他
△2,616 千円	△280 千円
繰延税金資産の純額	繰延税金負債合計
27,948 千円	△6,408 千円
	繰延税金資産の純額
	46,237 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因
法定実効税率	法定実効税率
40.7 %	40.7 %
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
2.3 %	1.1 %
評価性引当額	評価性引当額
4.9 %	4.6 %
その他	その他
0.4 %	0.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
48.2 %	46.7 %

(資産除去債務関係)

第5期(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当社は、本社として使用する事務所の定期建物賃貸借契約(契約期間15年)を締結しており、当該定期建物賃貸借契約における賃借期間満了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。また、当該資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は15年、割引率は1.9%を採用しております。

期首残高(注)	37,278千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	701千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
その他増減額(△は減少)	－千円
期末残高	<u>37,979千円</u>

(注) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第5期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、前事業年度についても当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

[関連情報]

第5期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

資産運用業のサービスに関する外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
3,398,983	607,433	194,030	4,200,447

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
ジブラルタ生命保険株式会社	1,706,963	資産運用業
プルデンシャル生命保険株式会社	823,292	資産運用業
A社	607,433	資産運用業

なお、A社に関しては、同社との守秘義務契約遵守のため、顧客の名称の開示を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

第4期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Prudential Financial, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	6百万米ドル	金融サービス業	〔被所有〕間接100%	親会社株式によるストック・オプション等(注1)	福利厚生費	14,840	未払費用	3,966
									長期未払費用	22,899

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ブルデンシャル生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	29,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取(注2)	706,003	未収運用受託報酬	219,715
親会社の子会社	ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	54,500百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取(注2)	1,448,592	未収運用受託報酬	501,174
親会社の子会社	Prudential Investment Management, Inc.	Mulberry Street Gateway Center Three, Newark, New Jersey, USA	98米ドル	投信・投資顧問業	無し	投資顧問業務の再委託契約等	投資顧問報酬の支払(注2)	1,190,659	未払費用	548,369
						サービス契約	サービス料	118,833	未収収益	29,378

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引の条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 親会社株式によるストック・オプション等とは、過年度におけるストック・オプション行使コスト等及び制限株式費用と同様の内容であります。

(注2) 運用受託報酬及び投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential Financial, Inc. (ニューヨーク証券取引所に上場)

Prudential International Investments Corporation

第5期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Prudential Financial, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	6百万米ドル	金融サービス業	〔被所有〕間接100%	親会社株式によるストック・オプション等(注1)	福利厚生費	16,068	未払費用	5,541
									長期未払費用	27,335

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	プルデンシャル生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	29,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取(注2)	823,292	未収運用受託報酬	239,699
親会社の子会社	ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	54,500百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取(注2)	1,706,963	未収運用受託報酬	569,842
親会社の子会社	エイアイジー・スター生命保険株式会社	東京都墨田区太平	45,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取(注2)	112,320	未収運用受託報酬	118,293
親会社の子会社	AIGエジソン生命保険株式会社	東京都墨田区太平	121,414百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取(注2)	186,097	未収運用受託報酬	196,470
親会社の子会社	Prudential Investment Management, Inc.	Mulberry Street Gateway Center Three, Newark, New Jersey, USA	98米ドル	投信・投資顧問業	無し	投資顧問業務の再委託契約等	投資顧問報酬の支払(注2)	1,873,329	未払費用	806,577
						サービス契約	サービス料	190,846	未収収益	60,033

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引の条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 親会社株式によるストック・オプション等とは、過年度におけるストック・オプション行使コスト等及び制限株式費用と同様の内容であります。

(注2) 運用受託報酬及び投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential Financial, Inc. (ニューヨーク証券取引所に上場)

Prudential International Investments Corporation

(1株当たり情報)

第4期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		第5期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産額	120,290.40円	1株当たり純資産額	172,277.81円
1株当たり当期純利益	23,226.42円	1株当たり当期純利益	51,983.70円
損益計算書上の当期純利益	170,946千円	損益計算書上の当期純利益	382,600千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	170,946千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	382,600千円
差額	－千円	差額	－千円
期中平均株式数・普通株式	7,360株	期中平均株式数・普通株式	7,360株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
PRU アメリカ中期社債ファンド (為替ヘッジあり/6ヵ月決算型)

運用の基本方針

投資信託約款第 23 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、PRU アメリカ中期社債マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の投資適格社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

PRU アメリカ中期社債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

なお、公社債等に直接投資することがあります。

(2)投資態度

- ①主として、PRU アメリカ中期社債マザーファンド受益証券に投資します。
- ②実質外貨建資産に対して為替ヘッジ（原則として実質外貨建資産の90%～100%の範囲内とします。）を行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
- ③投資一任契約に基づいてプルデンシャル・インベストメント社に為替のヘッジに関する権限を委託します。
- ④市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3)投資制限

- ①株式（転換社債の転換および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券に限り。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合については制限を設けません。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

3.収益分配方針

第 2 計算期間以降の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ②この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,504,000,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項および第 59 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込回数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については、1,504,000,000 円を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加回数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および回数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の回数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総回数で除した金額をいいます。なお、投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第 34 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関

(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「販売会社」といいます。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料等)

第13条 販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が委託者の承認を得て独自に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、ニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受けられないものとします。ただし、第50条第2項ただし書き以外に規定する収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受けられるものとします。

この投資信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ②前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。た

だし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ④前項の手数料の額は、販売会社が独自に定めるものとします。
- ⑤前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。))以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。))にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。))が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。))または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。))の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総口数または当該取得申込総金額のうち償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。))については前項に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込みの総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、前項に定める当該取得申込総口数または当該取得申込総金額に適用される率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、本項の規定の適用は、販売会社の任意とし、本項の規定を適用する販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ⑥前3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第45条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。))における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。
- ⑧前項により受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の受益権の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得申込みの価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に受益権の取得申込みを受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第15条 (削除)

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、第14条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

第20条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいひ、第29条、第30条および第31条に定めるものに限ります。)

ハ.金銭債権(イ、ロおよびニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

ニ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

2.次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲)

第22条 委託者は、信託金を、主としてプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたPRUアメリカ中期社債マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1.株券(転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得した株券に限ります。)

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6.資産の流動化に関する法律に定める特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9.資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13.証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいひ、有価証券に係るものに限ります。)

17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18.外国法人が発行する譲渡性預金証書

19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といひ、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを

以下「公社債」といひ、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といひます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑧委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第24条 委託者は、為替のヘッジに関する権限を次の者に委託します。

プルデンシャル・インベストメント社

Gateway Center 2, McCarter Highway & Market Street,
Newark, New Jersey, USA

②前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第48条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た金額とします。

③前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

④第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、為替のヘッジに関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信用取引の運用指図・目的・範囲)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。

なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第29条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所等」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組

入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第22条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買入約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第22条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第22条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第30条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れ

が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第31条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図・目的・範囲)

第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図・目的・範囲)

第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するために当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④第2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(保管業務の委任)

第35条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第36条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第37条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第38条 (削除)

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第39条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第40条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第41条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れの指図・目的・範囲)

第42条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第43条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第44条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第45条 この信託の計算期間は、毎年3月21日から9月20日までおよび毎年9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年5月31日から平成13年9月20日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第46条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第47条 投資信託財産に関する租税、次の各号に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用および当該費用に係る消費税等ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。

1.売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等

2.借入金の利息

②前項の定めにかかわらず、委託者は、信託事務の処理に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用および当該費用に係る消費税等については、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、次項の定めるところにしたがって、投資信託財産から受けることができます。

1.投資信託振替制度に係る費用

2.有価証券届出書等開示書類および目論見書(これらの訂正も含みます。)、投資信託約款および運用報告書等の作成等に要する費用

3.この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用

4.この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用

③前項で定める費用および当該費用に係る消費税等は、第45条に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

(監査報酬)

第47条の2 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の0.5の率を乗じて得た額を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに、第45条に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上します。

②前条第3項の規定は、前項の場合に準用するものとします。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第48条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の70の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

④委託者は第22条第1項に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から支払うものとします。その報酬額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額とします。

(収益の分配)

第49条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1.配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、信託事務の諸費用、監査報酬、信託報酬およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、信託事務の諸費用、監査報酬、信託報酬およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第50条 収益分配金は、第2計算期間以降の毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、第2計算期間以降の毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第54条第4項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

③償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

④一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤前各項(第2項ただし書き以外を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第52条 受託者は、収益分配金については、原則として第2計算期間以降の毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第50条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第53条 (削除)

(一部解約)

第54条 受益者は、平成13年8月31日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は、次の事由により平成13年8月30日以前において委託者にその請求日の一部解約の請求受付日とする一部解約の実行を請求することができます。

- 1.受益者が死亡したとき
 - 2.受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - 3.受益者が破産宣告を受けたとき
 - 4.受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
この場合、販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。
- ②前項の規定にかかわらず、ニューヨークの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ③受益者が平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ④委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑦前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第55条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託

託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
- ⑤委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第56条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第57条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第58条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

- 第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第61条 第55条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②前項の買取請求の事務取扱い等については、委託者と受託者との協議により定めます。

(公告)

第62条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第63条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第50条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第31条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第31条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日におけ

る指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成13年5月31日

委託者 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
ブルデンシャルタワー
ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・
ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社

親投資信託
PRU アメリカ中期社債マザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第 15 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、主として米国の投資適格社債に投資し、米ドルベースでの安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

米国の投資適格社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①米国の投資適格債(注)のうち、主として投資適格社債に投資し、米ドルベースでの安定した収益の確保を目指して運用を行います。また、米国の国債、政府機関債、モーゲージ証券、資産担保証券等および米国以外の投資適格債にも投資する場合があります。

(注) 当ファンドでは、スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーション(以下「S&P 社」といいます。)やムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「Moody's 社」といいます。)など、1つ以上の格付機関によって BBB-格(S&P 社)または Baa3 格(Moody's 社)相当以上の格付けを取得している債券を投資適格債とみなします。なお、格付機関から格付けを取得していない債券でも、委託者あるいは委託者より運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社が当該債券の発行者の財務内容等から投資適格債と同等の信用度を有すると判断した場合、当該債券に投資できるものとします。

②米国の投資適格社債への投資割合は純資産総額の 65%以上とします。

③取得時において投資適格債に投資することを原則とします。

④ポートフォリオの平均格付けは、原則として BBB-格(S&P 社)または Baa3 格(Moody's 社)相当以上を維持するように努めます。

⑤ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として 3 年以内とします。また、組入れ債券のデュレーションは 6 年以内とします。

⑥投資する外貨建資産は、原則として米ドル建てとします。

⑦外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

⑧市況動向、資金動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑨投資一任契約に基づいてブルデンシャル・インベストメント社に運用の指図に関する権限を委託します。

(3)投資制限

①株式(転換社債の転換および新株予約権(会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。))の行使により取得した株券に限ります。))への投資は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

③外貨建資産への投資については制限を設けません。

④同一銘柄の株式への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑦投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ブルデンシャル・イン

ベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と投資信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,004,500,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

②追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 45 条第 1 項、第 2 項、第 46 条第 1 項、第 47 条第 1 項および第 49 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条の 2 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 9 項第 1 号で定める適格機関投資家(金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号の適格機関投資家を行います。以下同じ。)私募により行われます。

(受益者)

第 6 条 この信託の元本及び収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については、3,004,500,000 口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または投資信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。))の処理を行う前の投資信託財産の資産総額(投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。))については法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価するものとします。以下同じ。)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、投資信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②第 26 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の種類)

第12条 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

②受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)

ハ.金銭債権(イ、ロ.およびニ.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

ニ.約束手形(イ.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

2.次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲)

第14条 委託者(第16条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第15条、第17条から第24条まで、第26条、第32条および第33条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1.株券(転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権)に限ります。)の行使により取得した株券に限ります。)

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6.資産の流動化に関する法律に定める特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9.資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13.証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18.外国法人が発行する譲渡性預金証書

19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第16条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。
ブルデンシャル・インベストメント社
Gateway Center 2, McCarter Highway & Market Street,
Newark, New Jersey, USA

②前項の委託を受けたものが受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の委託者が当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から当該信託報酬支弁のときに支弁するものとし、その額については当該証券投資信託約款において定めるものとします。

③第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目録見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第18条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.投資信託財産に属する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所等」といいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします(以下同じ。)

- 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第14条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買い約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション

取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第14条第2項に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかるヘッジ対象

外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑤金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図・目的・範囲)

第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第28条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第30条 (削 除)

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることをします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年3月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年5月31日から平成14年3月20日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日るとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第38条 投資信託財産に関する租税、次の各号に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。

1.売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等
2.借入金の利息

②前項の定めにかかわらず、委託者は、信託事務の処理に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用および当該費用に係る消費税等については、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、次項の定めるところにしたがって、投資信託財産から受けることができます。

- 1.受益証券の作成等の管理事務に要する費用
- 2.投資信託約款等の作成等に要する費用
- 3.この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用
- 4.この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要す

る費用

③前項で定める費用および当該費用に係る消費税等は、第 36 条に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 39 条 委託者および受託者は、この投資信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 40 条 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金及び一部解約金の計理処理)

第 41 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 42 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第 43 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

(一部解約)

第 44 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の投資信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(投資信託契約の解約)

第 45 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを投資信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託契約の解約をしません。

⑥委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 46 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 50 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 47 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 50 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 48 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 49 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 50 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 50 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 51 条 第 45 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 45 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）を經由して、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

②前項の買取請求の事務取扱い等については、委託者と受託者との協議により定めます。

(公告)

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 53 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委

託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成13年5月31日

東京都千代田区永田町二丁目13番10号
ブルデンシャルタワー
委託者 ブルデンシャル・インベストメント・
マネジメント・ジャパン株式会社

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
受託者 りそな信託銀行株式会社